

廣島裁判所

自明治十二（一八七九）年
至同 十三（一八八〇）年

『却下文書』

（民第二五號ノ二止）について（二・完）

——広島地方裁判所所蔵裁判史料より——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 矢野達雄

加藤高

紺谷浩司

目次

はじめに

一 本文読下し（二）～（三三）

二 注の部（一）（二）（三）

三 写真の部（五葉）

四 本文読下し（二四）～（四五）

（以上 第三八卷第二号）

五 注の部（四）（五）（六）

六 簿冊目次の部

七 廣島裁判所所在勤者名簿（明治十一・十二年）

（以上 本号第三九卷第一号）

四 本文読下し

主 判事補 川戸清輔印
副 十七等出仕 川瀬專次郎印

〔七八A〕〔二四〕〔証書取戻・申渡〕^{〔注31〕}

四月十四日 申渡* 四月中紅色四枚

* 欄外右側に朱書き、下部は墨書

十三年第三百二十七号

起草 印** 浄書 印 校合 印

申渡

** 〔川戸〕の丸朱印

〔七九A〕〔二四-2〕〔原告人後見人陳述書〕

十三年第三百二十七号

原告 廣島縣安藝国佐伯郡□□□村

原告 K M 仁太郎 後見人

居住 平民 K M 仁太郎 後見人 母

K M はま

K M はま

被告 同村居住平民 H N 三右衛門 M H

徳兵衛 代言人

富田 治左衛門

原告ニ於テ証書取戻シ訴出ル処該証書取戻

ノ儀ハ既ニ原告ヨリ被告両名ニ係リ出訴ニ及ヒ

〔七八B〕

裁判ヲ受ケ目今執行出願中ナルハ原被告共ニ供

述スル所ナリ然レバ再ヒ裁判ス可キモノニ非サルヲ

以テ審理ヲ遂ゲズ訴状及ヒ答書共却下候事

但 訴訟人費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ償却ス可シ*

* 本行は朱書きで挿入

明治十三年四月 係 判 事 横地 安信 印

〔七九B〕

保課へ告発相成其後警保課へ

原告モ御喚出シ相成候処被告ニ於テ

裁判通執行可致旨申立 証書類

ノ内地券証文ケハ明治十三年一月相

返シ余ノ証書返却ニ付本訴ノ証書ヲ受

取候へ共今以返却不致ナル二本訴ヲ起シ候儀ニ有之候事

一 右執行願ハ右三通ノ証書取返シ

呉レサルニ付未タ済口ニ至ラズ其俣ニ相成居申候事

〔八〇A〕

右之通相違不申上候 以上

明治十三年四月十三日 K M はま印

〔八〇B〕

(記述なし)

〔八一A〕【二四一3】【被告代言人申口】

被告 H M 三右衛門 M H

徳兵衛 代言人

富田 治左衛門

一 原告 K M 仁太郎後見人ヨリ係ル証書

取戻之一件ニ付テハ原告口供ノ如ク曾テ

廣島裁判所

自 明治十二(一八七九)年
至 同 十三(一八八〇)年

『却下文書』

(民第二五號ノ二止) について (二・完)

二六二(二六二)

該証書及ヒ地券証共取戻ノ儀ニ付御裁判相成執行願ノ未警保課ニ於テ御取

糾中本訴ノ証書成共扱等聊相違

無之然ルニ本訴ニ応シ難キ次第ハ

〔八一B〕

詳細答書面ニ記シタル通ニ御座候

而シテ又原告ニ於テ本訴ノ証書ヲ落手

致候上ハ最前ノ執行願ハ今更

願下致呉ヘキ筋ト相心得申候事

右之通相違不申上候 已上

明治十三年四月十三日 富田 治左衛門 印

〔八二A〕【二五】【頼母子講返掛金・申渡按】^(注32)

四月三十日 申渡*

四月中橙黄色六枚 印*

* 欄外右側に朱書き、

明治十三年 第三百八拾号**

申渡按 起草 印*** 浄写 印 校合

原告 廣島縣安藝國廣島區

□□町居住 平民 A R 吉良

*** 「日比」の丸朱印

** 朱書き

「福島」の丸朱印

（資 料）

修道法学 三九卷 一号

二六一（二六一）

右衛門 代人 同區□□町居住

平民

OD 廣助

被告 廣島縣安藝國廣島區

□□村居住 平民 KM勝

太郎 代人 同區□□町居住

〔八二B〕

平民

TM 國造

頼母子講返掛金滯請求ノ訴訟審理ヲ遂ル

〔ケ裁判スル左ノ如シ〕 * 処

原告人ニ於テ本訴ノ証書ハ原告人宛ナルヲ以テ原告一名

ニテ出訴スルノ權利有リト陳述スレドモ本証書ヲ差入ル、

際偶（々々）原告人当番ナルヲ以テ原告人ノ氏名ヲ記載シタ

ル者ナレハ權利者ハ原告人ニ非スシテ則チ社結會ノ社員ナリ

然リ而メ当番ニ於テ返掛金ノ淹滞ヲ監督スルノ社法無

キハ原告人自ツカ（ラ）ニ陳述スル如クナレハ社員ノ名義ヲ以テ

セサ

〔八三A〕

レハ本訴ヲ起ス可キ權利（ハ）*之レ有ラサル也依テ被告人ニ於

テ * 傍点で抹消

返掛金ノ義務有ルヤ否ハ判決セス訴答書共却下スル

者也

但 訴訟入費ハ原告人ヨリ償却ス可シ

掛 判事 横地 安信 印

明治十三年四月

主 十六等出仕 日比 豪 印

副 判事補 川戸 清輔 印

〔八三B〕

（記述なし）

〔八四A〕【二五一二】【原告人代人申口】

原告人 A R 吉良右衛門代人

OD 廣助

申口

第一条

社結會ハ凡ソ四十名ノ社員ニシテ当番ト成ルハ

会毎ト二順番ヲ以テ当番ヲ相定メ候儀ニ有之候

然ルニ被告人ハ講連中ヲ除キ原告人一名ニテ

出訴セシハ不当ナリト申立ツレドモ原告人当番之時

本訴ノ証書ヲ取置キタル義ニ付若シ被告人義

務ヲ尽サバレハ原告人ヨリ立換講連中へ出

〔八四B〕

金致サ、ルヲ得サル場合モ有之ニ付原告人一名ヨリ

出訴セシ義ニ有之候事

第二条

原告第二号証ハ元來被告人へ親圖取当リシ

時抵当無之より其後口質トシテ差入レタル者ナレハ

第二号証ノ有之ガ為メニ返掛金ハ受來并當初

ヨリ之レヲ為ス可キ筈ニ無之何トナレハ被告人ハ社

員ニシテ現在明治十〔三年四月迄〕*年十二月迄ハ

被告人ヨリ返掛

モ為シタル次第ナレハ素より返掛金ハ被告人より出金

ス可キ筈ニ有之候事

〔八五A〕

第三条

被告人ハ講法不当ニ付退社云々ト申立ツレドモ

決メ退社シタルニ非ス又講法ハ一同承諾之上

制定シタル者ナレハ今日ニ斗リ講法上ニ論議ヲ

生ス可キ筈無之若シ然ラサレハ他ノ社員ニ

大ニ損失モ有之義ナレハ被告人ノ申立不当ト

思考有之候事

第四条

返掛金滞リ候節ハ当番之者より取換出金ス可

キ社法ハ無之候得共社員ノ内三名社務ヲ担当

〔八五B〕

シ順番ヲ以テ当番致シ候義ニ付社員より訴ヘサルモ

原告一名ニテ詞訟ヲ起スノ權利ハ有之者ト思考

致候事

右之外訴狀之通相違無之仍ホ他ニ可申上

事柄并ニ証拠等無之即訴訟入費速ニ

御裁判奉願候事

明治十三年四月廿七日 O D 廣助 印

〔八六A〕〔二五—3〕【被告人申口】

被告KM勝太郎 代人

TM 国造

申口

該社当番之者ハ壹ヶ月限り之者ナレハ仮令
ヒ当番宛之証書ナルモ現ニ当番ニ当ラサル

廣島裁判所 自明治十二（一八七九）年
至同 十三（一八八〇）年

『却下文書』（民第二五號ノ二止）について（二・完）

二六〇（二六〇）

時ハ之レヲ原告人一名ニテ訴出ツ可キ筈無之

者ト思考致候事

右之外答書之通相違無之尚他ニ可申上事

柄并ニ証拠等ハ無之ニ付訴訟入費モ速ニ

〔八六B〕

御裁判奉願候事

明治十三年四月廿七日

寺本 国造 印

族

S M 巴

〔八七B〕

預ケ金請求ノ訴訟審理ヲ遂ケ判決スル左ノ如シ

該訴訟書ハ金高二適セサル沓錢印紙ヲ貼用セシモ

ノニ付証券印税規則第二條ニ依リ訴答書共却下候

事

但訴訟入費ハ規則ノ通り原告人より償却スヘシ

明治十三年五月十二日

掛 判 事 横地 安信 印

主 判事補 菊池 重威 印

副 判事補 水邨 遜 印

五月十五日 宣告*

五月 中

* 欄外右側上部
に朱書き

橙黄色四枚**

** 墨書き

十三年第四百六十五号**

却下案

起草 印***

浄書 印 校合 印

以下二行
は朱書き

申渡

*** 「菊池」の丸朱印

原告 廣島縣安藝國廣島區□□□村居住 士族

K T 六兵衛 代言人

岩田 彌太之輔

被告 廣島縣安藝國廣島區□□□町居住 士族 R

J 政重外一人 代人 同縣同國同區□□□町 居住 士

五月十七日 宣告*

五月 中 橙黄色八枚 印

〔八八A〕〔二七〕【訴訟入費・裁判案】

十三年第六百六十三号

起草 印** 浄書 印 校合 印

原告 廣島縣備後國御調郡□□□□

裁判案***

申渡

*** 「水邨」の丸朱印
以上二行朱書き

原告 廣島縣備後國御調郡□□□□

□村 惣代 同村居住 平民

SI 市郎右衛門

全 全

SM 孫十郎

全 全

NH 甚助

〔八八B〕

全 全

F 新右衛門

全 全

FI 榮吉

全 全

NH 幸十郎

全 全

MJ 保吉

被告

廣嶋縣備后国御調郡□□□□
□□村 惣代 同村居住 平民

〔八九A〕

NM 菅一郎 代人 同村居住 平民

MJ 近助

全 全惣代 同村居住 平民

K 幸助

本訴遂審理処原告〔二〕於テNH新之助外八名ハ□

廣島裁判所 自明治十二（一八七九）年
至同 十三（一八八〇）年

『却下文書』（民第二五號ノ二止）について（二・完）

二五八（二五八）

□村會議員ニシテ人民惣代トナリ諸事取

計致スモノニ付同人等ヨリ委任ヲ受ルトキハ一村

ノ人民ヨリ委任ヲ受ケシト同様ノ効力有之旨

申述スルト雖假令一村ノ人民ニ関スル事件

タリトモ斯ノ如キ詞訟ヲ起スニ付テ一村ノ人

〔八九B〕

民ニ代リ村會議員ヨリ他人ニ委任シテ訴訟

ヲ起スノ筋無之因テ本訴ノ原告ハ出訴ノ權ヲ

有セサルモノニ付訴狀却下候事

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ償却ス可シ

明治十三年五月八日 掛 判 事 横地 安信 印

主 判事補 水邨 遜 印

副 判事補 菊池 重威 印

〔九〇A〕〔二七―2〕【原告代人陳述書】

十三年第百六十三号*

原告兼代人

SI 市郎右衛門

SM 孫十郎

F 伊太郎

* 朱書き

F I 榮吉

N H 仁市

一 自分共儀本訴ニ付テハ訴状ノ外申

立ル儀ハ勿論証拠物一切無之

候事

〔九〇B〕

明治十三年三月六日

S I 市郎右衛門 印

S M 孫十郎 印

F 伊太郎 印

F I 榮吉 印

N H 仁市 印

〔九一A〕 〔二七一〕 3 【原告代人申口】

十三年第百六十三号*

原告代人

S I 市郎右衛門

外六名 申口

一 自分共儀本訴ハ村会議員NH新之助

KN良藏同久兵衛SY林助MK

* 朱書き

源之助同林之助F庄藏同長心M

J友十郎ヨリ委托ヲ受ケ出訴ニ及ヒタル儀ニ有之候事

一 NH新之助外八名ハ本訴ニ付□□村

〔九一B〕

人民ヨリ捻代ノ委任ヲ受ケタルモノニハ無

之候事

一 右NH新之助外八名自カラ出訴セス(サルハ病

氣ニテ)代人ヲ召シ出シタルハ九名トモ病氣ニテ

モ有之義歟ノ旨趣構テ御申上候節新之助

外八名病氣ニハ無之御座本訴ハ自分等カ

能ク承知能上スルニ付代人ニ召出シタル

儀ニ有之候事

一 右NH新之助外八名ハ□□村人民捻代

トナリ諸事取計致スモノニ付右九名ヨリ委

〔九二A〕

任ヲ受ルトキハ一村人民ヨリ委任ヲ受ケタルト

同様ノ効力有之儀ト存事

右之通相違不申上候 已上

明治十三年五月三日

S I 市右衛門 印

S M 孫十郎 印

〔九二B〕
NH 忠助 印
F 新右衛門 印
FI 榮吉 印
NH 幸十郎 印
MJ 保吉 印

〔九三A〕【二八】〔委托地券證取戻・却下案〕^(註26)

七月中 紫色四枚 印*

* 欄外右墨書き、「福島」の丸朱印

第六百六十八号**

却下案 起草 印*** 浄書 印 校合 印 *** 以下二行朱書き、
印*** 申渡 丸朱印

原告 廣島縣安藝國賀茂郡□□村居住 平 *** 「横地安信」
民 MD 瀬助 代人 同縣同國廣島區□□ の丸朱印
□□町居住 平民

被告 廣島縣安藝國賀茂郡□□村居住 平民
NN 泰司
MD 綱助

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年「却下文書」(民第二五號ノ二止)について(二・完)
至同 十三(一八八〇)年

委托地券證取戻ノ訟審理ヲ遂ケ判決スル左ノ如シ
〔九三B〕

本訴ノ證書ハMD莊七カ所有地ヲ被告ニ売渡シ
讓渡シタル手續ヲ見ルニ止リ原告カ委托ヲナシタルヤ否ヲ知ルニ由ナク他ニ委托ノ證ヲ捧ケサル(タルニ非サル)*
ヲ以訴名ニ抵触シ訴ヲ起スヘキ權利ナキモノニ付* カッコ内
訴答書共却下候事
朱点で抹消

(但 訴訟入費ハ 成規ニ照シ原告人ヨリ償却スヘシ)**

** カッコ内朱線で抹消

掛 判 事 鳥居 断三 印
主 判事補 菊池 重威 印
副 十七等出仕 川瀬 専次郎 印

〔九四A〕【二九】〔定約履行請求・訴答書却下〕^(註27)

十三年七月廿六日 宣告 印* 七月中紅色六枚

* 欄外右側上部に朱書き。「鈴木」

明治十三年第七百五拾号**
起草 印*** 浄書 印 校合 印
訴答書却下按
*** 「鈴木」の丸朱印

二五六(二五六)

〔資 料〕

修道法字 三九卷 一号

二五五(二五五)

申渡印****

****「山崎」の丸朱印

之レヲ償却ス可シ

原告 廣島縣安藝國安藝郡

明治十三年七月廿四日

□□村居住 士族 S I 則房 代人

掛 判 事 鳥居 断三 印

同廣島區□□町居住 平民

主 判 事 補 鈴木 円平 印

H M 和七郎

副 判 事 補 川戸 清輔 印

被告 同廣島區□□村居住 平民

T N 久一 代言人

〔九四 B〕

〔九五 B〕

奥本 數奇男

(記述なし)

原告ニ於テテ定約履行請求ノ儀訴出ル処

本訴定約証ノ要領ハ原告ノ妹即チ被告ノ妻と

も病氣ニ付万一離別スルコトニ至ラハ養生費

或ハ仕分ケ金等相当ノ額ヲ定メ其一方ヲ被告ヨリ

弁出ス可クトノコトニシテ原告ガ訴状ニ掲載(シテ請求) *

スル所モ亦此外ニ出テス然ルニ原被告初席 * カッコ内

対審ニ際シ原告ニ於テ本訴ノ目的ハとも被告方ヘ 朱点で抹消

引取呉ル、様請求スルノ一点ニ有之旨申立

定約証及ヒ訴状ニ掲載スル訴トハ其請求全ク

〔九五 A〕

具候様ニトノコトニ有之候事

異ナルヲ以テ受理ス可キモノニ非ス因テ訴答書

共却下スルモノ也

右之通相違不申上候 以上
明治十三年七月廿四日 H M 和七郎 印

但 本訴々訟入費ハ原告ヨリ被告ヘ

〔九六B〕

(記述なし)

〔九七A〕【三〇】【地券分裂書換要求・申渡按】

八月廿一日 申渡*

八月中 紫色六枚**

* 欄外右側上部に朱書き

明治十三年第八百四拾四号***

** 欄外右側下部に墨書き

申渡按 鈴木判事補代審

*** 以下三行は朱書き

起草*** 印 浄写 印 校合 印

原告 廣島縣備后國沼隈郡□□村 *** 「日比」の丸朱印

居住 平民 H K 長右衛門 代人 同村居住

平民

H T 廣次郎

被告 廣島縣備后國沼隈郡□□村

居住 平民

H K 甚六

地券分裂書換要求ノ訟審理ヲ遂ル処

〔九七B〕

原告人訴フル要領ハ字四ツ辻北平山壹反原告人ノ共

有ナリシガ被告人ニ於テ私擅ニ該地ヲ開墾(七) * スルヲ以テ其

* カッコ内朱点で抹消

廣島裁判所

自明治十二(一八七九)年

至同 十三(一八八〇)年 『却下文書』(民第二五號ノ二止) について(二・完)

二五四(二五四)

半反別分地センコトヲ需ムルニ在リト雖トモ之レカ証拠トシテ挙示スル地券帳ハ唯原告人ノ共有山タルヲ証スルニ足ル可クシテ半反別ハ原告人一己ノ私有地タルノ証拠(ヲ証ス) ** 二非レハ到底

無証ノ詞訟タルニ依リ訴答書共却下候事

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ弁償スベシ

掛 判 事 鳥居 断三印

明治十三年八月 主 十六等出仕 日比 豪印

副 判事補 脇屋 雄六印

〔九八A〕【三〇一2】【原告人代人申口】

原告人 H K 長右衛門 代人

H T 廣次郎

申口

本訴ノ地所原被告両名ノ所有トナリシ

ハ往古ノ事ニ付何年ト申事ハ相分ラズ明

治五年地券御下付ノ際モ原告被告両

一名ニテ壹葉ノ地券受取候然ルニ被告

自己ニ該地ヲ開墾致候ニ付該地ノ半

反別ハ自分ヘ引別度候本半反別ハ原

〔九八B〕

ハ資 料V

修道法学 三九卷 一号

二五三(二五三)

告人ノ所有タル証拠ハ無之候事

右之通相違無之候 以上

明治十三年八月十九日 H T 廣次郎印

村惣代人

S T 兵左衛門

O D 定五郎

A K 良作

右 A K 良作 代言人

岩田 彌太之輔

〔九九A〕【三二】入会山柴草刈取約定履行・申渡(注39)

十三年八月十二日 申渡済印* 紅色六枚**

* 欄外右側上部に墨書き。「脇屋」の丸朱印

明治十三年第七百八拾七号***

起草印*** 浄書印 校合印

申渡 *** 欄外右側下部に朱書き

原告 廣島縣安藝國賀茂

郡□□村居住 平民 S

K 太郎右工門外七名兼

代人 同村居住 平民

K B 忠左工門

N H 雅夫

H M 藤四郎

〔九九B〕

被告 廣島縣安藝國安藝

郡□□□村居住 平民 同

民有入相山柴草刈取方民約履

行ノ訴訟予審裁判ヲ為ス左ノ如

〔二〇〇A〕

本訴ハ S K 太良右工門外拾名之レ

カ原告タリト雖モ其掲ケル処ノ証拠

書ハ原告ノ居住村一統ニ係ル者タレ

ハ被告カ本案ノ答弁ヲ為サ、ルハ相

当ナルヲ以テ本訴ハ審判ニ及ヒ難

シ因テ訴答状却下候事

但 訴訟入費ハ原告ヨリ之レヲ償却

ス可シ

明治十三年八月

〔二〇〇B〕

係 判 事 鳥居 断三印

主 判 事 補 脇屋 雄六印

副 判事補 伊藤 辯 印

〔一〇一A〕【三一―2】【原告兼代人申口】

原告兼代人

KB 忠左エ門

NH 雅夫

HM 藤四郎

申口

被告□□村へ係ル民有人相山柴

草刈取方民約履行ト申スル訴名

中民約ト名ケ候者ニハ被告□□

村人民ト原告村ノ人民ト刈取ノ儀

〔一〇一B〕

ニ付取結ヒタル契約等有之詎ニハ無

之只訴状ニ掲クル享和度*裁判ノ

通りヲ履行致ス様ニ請求スル詎ニ

候事

札鎌ハ原告第一号証ニ掲クル十郎次

外八名へ被告村ヨリ受クル者ニハ無之被

* 西曆一八〇一〜〇四年

告村ヨリ原告村へ対シ年々鎌ノ柄

ニ焼印致シ呉ル、儀ニ付其鎌ハ全ク原

告村一統ノ共有鎌ニ候得共是度

原告拾一人ヨリ訴出候訳ハ原告村ノ他ノ

〔一〇一A〕

者共ヨリ原告十一人ノ者へ右ノ鎌ヲ申

受候テ其代金ヲ村民へ払渡居候ニ付

目今ハ原告十一人ノ所有ニ有之因テ

原告シタル儀ニ候事

右之通相違不申上候 以上

明治十三年八月七日

KB 忠左エ門 印

NH 雅夫 印

HM 藤四郎 印

〔一〇一B〕

(記述なし)

〔一〇三A〕【三二】掛金賠償請求・訴状却下文接^(注40)

九月十五日下付 印*

黄緑色式枚

* 欄外右側上部に朱書き。「鈴木」の丸朱印。

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年

至同 十三(一八八〇)年

『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(二・完)

二五二(二五二)

明治十三年第九百七拾九号 掛 鈴木判事補印**
「九月」下部の「黄緑色式枚」は墨書き

以下三行は朱書き。「鈴木」の丸朱印
決印*** 起草印*** 浄書印 校合印
「鳥居」「横地安信」

訴状却下文按

「山寄」の三個の朱印

本訴ノ如キ仮令被告人SD卯平ガ取返シ
得可キ地所有リトスルモ未タ之レヲ取返サ、ル中

既ニ公ノ手續ヲ以テ刑事資力限追徴ノ処分ヲ

經タレハ其地所ノ価金ヲ代償シテ之レヲ取返スガ

如キハ前段ノ契約ニ成ル可キモノニシテ返リ証書有レ

ハトテ該地ヲ被告方資力中ニ算入ス可キモノト

スルハ其当ヲ得ス又頼母子講金ニ貳円五拾錢

(一〇三B)

ノ掛込金有ルモ原告ニ於テ既ニ資力限金貳拾

五円六拾四錢八厘追徴ノ申渡ヲ受ケタレハ再ヒ

始審裁判所ニ訴フルコトヲ得サルモノナリ旁訴

状却下候事

明治十三年九月十四日

(一〇四A) 【三三】私有山妨碍・申渡^(注)
十三年九月三日 申渡済* 八月中 紫色四枚
* 欄外右側上部と下部に「紫色四枚」の
墨書き

明治十三年第八百五拾八号**
起草印*** 浄書印 校合印
以下二行朱書き

原告 廣島縣安藝國佐伯

郡 □ □ 村居住 平民 T

D 和作 代人 同國廣島

区 □ □ □ 町居住 平民

SSK 静太

被告 廣島縣安藝國佐伯

郡 □ □ 村居住 平民 K

G 利助 代言人

一宮 豊三郎

(一〇四B)

私有山妨碍ノ訴訟審理ヲ遂ケ裁

判スル左ノ如シ

原告カ訴状ニ掲ケタル五ヶ所ノ山地ハ

原告ノ所有タル証拠無シ故ニ本訴ヲ起

スノ權利無キヲ以テ訴答却下スル者

也

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告ヨリ之レヲ
償却ス可シ

〔一〇五A〕

明治十三年八月

係 判 事 鳥居 断三 印
主 判 事 補 脇屋 雄六 印
副 十六等出仕 日比 豪 印

居住 平民

Z J 民五郎

*** 「山喜」の丸朱印
* 「日比」の丸朱印

被告 廣島縣安藝國高田郡□□村

居住 平民

右代言人 玉木 市兵衛

貸金催促ノ訴訟審理ヲ遂ル処
本訴ノ貸借ハ慶応三年*十二月晦日以前ニ係ル * 西曆一八六七年

〔一〇六B〕

ヲ以テ明治五年第三百十七号布告ニ依リ訴答書共
却下候事

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ償却スベシ

掛 判 事 鳥居 断三 印

主 十六等出仕 日比 豪 印

明治十三年九月

副 十六等出仕 川瀬 専次郎 印

〔一〇六A〕【三四】^(注42)【貸金催促】
九月 十六日宣告*

橙黄色四枚

* 「十六日宣告」は欄外右側上部に朱書き、

「登黄色四枚」は欄外右側下部に墨書

明治十三年第九百五十二号

印*** 以下二分は朱書き。

印*** 却下案 印***

印は判読困難

〔一〇七A〕【三五】^(注44)【貸金催促・訴状却下案】

起草 印* 浄写 印 校合 印 *** 「横地安信」

九月十八日*

橙黄壹枚

* 欄外右側上部と
下部に墨書き

原告 廣島縣安藝國高田郡□□村

の丸朱印

廣島裁判所

自 明治十二（一八七九）年
至 同 十三（一八八〇）年

『却下文書』（民第二五號ノ二止）について（二・完）

二五〇（二五〇）

明治十三年第九百九十五号*
決印*** 起草印*** 浄書印 校合
*** 以下三行は朱書き
*** 「鳥居」の
長凹形朱印

長凹形朱印

訴状却下 (理由書) 案*

* カッコ内傍点で抹消

本訴ノ如キ前キニ被告YN林藏外六名ニ係リ裁

* 更ニ

判ヲ受ケタル貸金催促ノ事件ト同一ニシテ (ナレハ)

* カッコ内

別段ノ証憑ヲ拳クルト雖モ再審ニ掛ルヲ以テ当座

三字抹消

者也

明治十三年九月十八日 掛十六等出仕 大隅 復三印

(一〇七B)

(記述なし)

(一〇八A) 【三二六】 預ケ金催促・却下案^(注45)

九月*

黄緑六枚*

* 欄外右側上部と下部に墨書き

印* 十三年第六百六十一号 九月廿日 宣告***

*** 「鳥居」の長凹形朱印

*** 以下の二行は朱書き

印*** 却下案 起草印* 浄書印 校合印
*** 「山藟」の丸朱印

申渡

原告 廣島縣安藝国高宮郡□□村居住

平民

T M ミツ

被告 廣島縣安藝国高宮郡□□村居住

平民

Y M 源三郎

預ケ金催促ノ訴遂審理裁判スル左ノ如シ

(一〇八B)

本訴證書ハ萬延元年*十二月十日ニ成立タルモノニ

* 西曆一八六〇年

テ判印ノ俣預ケ置キ又ハ融通使用ヲ許サ、ルノ

明文無之其性質全ク貸金同類ニ付明治七年第廿七号布告^(注46)

及ヒ明治五年

第三百十七号布告ニ依リ原告ハ既ニ出訴ノ權

利ヲ失ヒタルヲ以訴答書共却下候事

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ償却ス

ヘシ

明治十三年九月

掛 判 事 横地 安信印
主 判 事 補 菊池 重威印

副 判事補 脇屋 雄六 印

〔二一〇A〕〔三八〕【拂金取戻請求・却下案】^(注49)
十月 橙黄色四枚* * 欄外右側上部と
下部に墨書き

十三年第九百八十六号* * 以下の二行は朱書き
印*** 却下案 起草印**** 浄書印 校合印

印* * * * * 〔横地安信〕の丸朱印
* * * * * 〔菊池〕の丸朱印
* * * * * 〔山藟〕の丸朱印

申渡 原告 廣島縣安藝国佐伯郡□□村居住 平民

被告 廣島縣安藝国佐伯郡□□村居住 平

四丁目居住 平民

NN 一雄

掛金取戻請求ノ訴訟審理ヲ遂ケ判決スル左ノ如シ

〔二一〇B〕

本訴ハ明治十一年*三月十五日裁判ヲ受ケ既ニ確定セ

シモノニ付再ヒ詞訟ヲ起スヘキ權利無之候〔依テ訴答書共

却下候事〕* * カッコ内一〇字朱書きで挿入、

前後に「鳥居」の丸朱印

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ弁償スヘシ

廣島裁判所 自 明治十二(一八七九)年 『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(二・完)

至 同 十三(一八八〇)年

廣島裁判所

自 明治十二(一八七九)年 『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(二・完)

至 同 十三(一八八〇)年

廣島裁判所

自 明治十二(一八七九)年 『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(二・完)

至 同 十三(一八八〇)年

廣島裁判所

自 明治十二(一八七九)年 『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(二・完)

至 同 十三(一八八〇)年

〔二〇九A〕〔三七〕【委託証書請求・訴状却下文案】^(注48)

九月 紅式枚* * 欄外右側上部と下部に墨書き

明治十三年第千二十四号 係リ 十六等出仕 大隅 復三 印* * *

以下三行朱書き、「大隅」の丸朱印

決印*** 起草印**** 浄書印 校合印

訴状却下文案 * * * * * 〔鳥居〕の小判形朱印

本訴ノ如キ被告SD卯平ガ取返シ得ヘキ * * * * * 〔大隅〕の丸朱印

地所アリトスルモ取返サ、ル中既ニ刑事資力

限追徴ノ処分ヲ経タレハ其地所ノ価金ヲ

代償シ之レヲ取返スカ如キハ別段ノ契約ニ因テ成

ル可キ者ナレハ該地ヲ資力中トナシ直チニ

買戻ノ委託証書ヲ請求スルハ失当ノ訴

トス又頼母子講金掛込ニ至テハ原告ハ已ニ資

〔二〇九B〕

力限追給ノ申渡ヲ受ケタレハ再ヒ始審裁判所

ヘ訴フルコトヲ得サルモノナリ因テ訴状ハ却下候事

明治十三年九月廿七日

廣島裁判所

自 明治十二(一八七九)年 『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(二・完)

至 同 十三(一八八〇)年

廣島裁判所

自 明治十二(一八七九)年 『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(二・完)

掛 判 事 鳥居 断三印
主 判事補 菊池 重威印
副 判事補 脇屋 雄六印

明治十三年十月十四日

（二二一A）【三九】〔質地取戻定約履行・申渡〕
十月十六日* 紫四枚*
明治十三年九月九拾九号**
起草印*** 浄書印 校合
閣印****
印* 申渡
原告 廣島縣安藝国豊田郡□□村
居住 平民
MH 助左衛門
*「鳥居」の長円形朱印
**以下三行は朱書き
***「伊藤」の丸朱印
****「閱」は朱書き、

（二二一A）【三八一2】〔原告人申口〕

原告人 KN 道一 申口

一本訴正金貳百五拾円ノ證書ハ明治十一年三月

十五日御裁判相成ル被告利ハカ原告ニ而詞訟ヲ起〔シ〕其節

自分敗訴イタシ金員払済之上取戻シタ

ル処該證書ニ当リテハ返金スヘキモノニ無之

種々証拠見当リ候ニ付取戻金ノ訴ニ及

候ニ相違無之事

明治十三年十月十三日 KN 道一 印

（二二一B）

（記述なし）

（二二一B）
NO 吉太郎
質地受戻定約履行之訴ヲ審理スルニ原告ガ本
訴ノ証拠トシテ提供スル畑地受戻ノ定約証書
ハ白紙ニ認メ證券印紙ノ貼用無（キヲ以）*ク証券 *カッコ内
印紙規則ニ違反スルヲ以テ〔明治六年第五拾六号 三字朱線
布告ニ依リ〕**取揚ケ裁判相成ラス因テ訴答書 で抹消
共却下（スル間訴）***候事 ***カッコ内四字朱線で抹消
但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告ヨリ償却
スベシ

十月十六日 掛判事横地安信印

主 判事補伊藤辨印

(一一三A)

副 十六等出仕日比豪印

(一一三B)

(記述なし)

(一一四A)【三九一2】【原告申口】

明治十三年第九百九十九号*

質地受戻定約履行之訴

MH 助左エ門

一 自分儀本訴ノ証拠トシテ提供スル質

地受戻定約証ハ白紙ニ相認メ證券

印紙貼用無之候事

右之通相違不申上候 以上

明治十三年十月十六日 MH 助左エ門印

* 以下二行は朱書き

(一一四B)

(記述なし)

(一一五A)【四〇】【證書実印押捺請求・却下案】
十二月* (注52)

紅四枚*

* 欄外右側上部と

下部に墨書き

十三年第千二百四十一号**

** 以下二行は朱書き、
目次に記載無し

印*** 却下案 起草印**** 浄書印 校合印

*** 「横地安信」と

** 「山喜」の丸朱印

原告 廣島縣安藝国沼田郡□□村居住 **** 「菊池」の丸朱印

平民

Y T 貞五郎

被告 同村居住 平民 Y M 瀧三郎 代言人

奥本 數奇男

證書実印押捺請求ノ訴訟審理ヲ遂ケ裁判スル

左ノ如シ

(一一六B)

原告ニ於テハ被告ニ対シ詞訟ヲ起スヘキ證左ナキヲ

廣島裁判所

自 明治十二(一八七九)年
至 同 十三(一八八〇)年

【却下文書】(民第二五號ノ二止)について(二・完)

二四六(二四六)

〔資 料〕

修道法学 三九卷 一号

二四五 (二四五)

以テ訴答書共却下候事

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ償却スヘシ

掛 判 事 鳥居 断三印

明治十三年十二月十三日 主 判事補 菊池 重威印

副 判事補 脇屋 雄六印

〔二一七B〕

同村居住 平民 岸八十八代人 同

廣島區□□町居住 平民

T D 静造

被告 廣島縣安藝國安藝郡□

□□村居住 平民

S T 兵左工門

同村居住 平民

O D 定五郎

同村居住 平民

A K 良作

〔二一七A〕〔四一〕〔民有山入会山刈拒障〕^(注53)

十二月十三日*

紫拾式枚*

* 欄外右側上部と下部に墨書き

明治十三年十二月十三日**

十三年第千二百二十二号**

** 十二月まで墨書き、十三日は朱書き

〔二一八A〕

右A K良作 代言人

岩田 彌太之輔

民有山入會刈拒障ノ訴審理中被告ニ於

テ原告ハ被告三名ヲ被告村ノ總代人トシテ

本訴ヲ起シタレトモ被告三名ハ□□□□村一統ノ

者ヨリ委任ヲ受ケタルニ非サレバ 其答弁スル

所ハ被告三名ノ答弁ニシテ□□□□村一統ノ

者ニ代テ答弁スルニ非サル コトヲ申立原告ハ

之レニ対スルニ原告第六号証ヲ提供シ被告

起草印*** 淨書印 校合印 *** 朱書き

印** 申渡 *** 「伊藤」の丸朱印

原告 廣島縣安藝國賀茂郡 ** 「横地安信」の丸朱印

□□村居住 平民 N H隆造 * 「鳥居」の長円形朱印

外百八十五名兼代人 同村居住

平民

平民

K B 忠左工門

同兼代人 同村居住 平民

三名が被告村ノ總代人ナルコトヲ証セントスレトモ
〔一一八B〕

原告第六号証ハ明治十三年七月付ニシテ之レ
ヲ以テ今日ニ至ルモ被告三名カ果シテ被告村
總代人タルノ証拠トスルニ足ラズ被告三名ニ

於テモ原告ガ被告三名ヲ被告村ノ總代人ト

シテ被告村一統ニ係リ訴ヘタル事件ニ対シ答

書ニハ勿論初席對審ノ際モ本案ノミヲ

弁論シ一言共總代人ニ非サルコトヲ申立ズ其

後ニ至リ之レヲ發言スルハ太^ハタ^ハ不当ト云ハサルヲ得ズ

然リト雖トモ被告村總代人ニ非サル被告三名ニ

対シ被告村一統ニ係ル裁判ヲ下スモ到底

〔一九A〕

無効ニ属スルヲ以テ訴答書共却下候事

但 訴訟人費ハ各自費タルベシ

掛 判 事 山崎 萬幹*印 *明治十二年『官員

明治十三年

録』では判事補

十二月十一日 主 判事補 伊藤 辨 印

副 判事補 川戸 清輔 印

〔一九B〕

(記述なし)

〔二〇A〕【四一―2】【原告兼代人陳述書】

原告兼代人

KB 忠左工門

NH 雅夫

TD 静造

一本訴入会刈拒障ノ要旨ハ已ニ訴

状ニ記載差出タル通ニ有之候事

一 原告第三号証ハ札鎌運上ヲ原告

村々役場ヨリ被告村々役場ニ差出シ

〔二〇B〕

タル受取証ニ有之候事

一 原告第四号証ハ当時ノ原告村代官

ノ捺印アル原告村免割帖ニシテ該帖

中ニ札鎌運上銀ノコトモ書キ載セ有

之候事

一 右原告第三号四号証ハ札鎌ノコトハ

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年

至同 十三(一八八〇)年

『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(二・完)

二四四(二四四)

下々ニテノ原告村ト被告村トノ申合ニハ無之
村役人ノ取扱ヒニテ運上銀ノ取遣リ
ヲ致シタル証拠ノ為メ提供致候事

者ニ怪我人モ有之夫ヨリ被告村ノ者札
鎌ヲ相廢スルト申シ今日迄原告村ノ者
ラ一切中倉山ヘ登山致サセ不申候事

一 原告第五号証ハ明治六年*札鎌ノコト * 西曆一八七三年

一 原告第六号証ハ明治十三年*第七百八拾七

(一一一A)

(一一一A)

二付原告村役場通りヨリ被告村ヘ掛合ヒ
被告〔村〕*郡ノ戸長沢原為綱ノ返答ニ有之候

* カッコ内

答書ニ有之候事

号ノ訴*ヲ起スノ際被告ニ問合セタル回

* 西曆一八八一年

事

朱点で抹消

一 原告第五号証ハ慶応二年*札鎌中

* 西曆一八六六年

絶後村役人傳ヒ被告村ヘ札鎌ノコトヲ駈

右之外可申上廉并ニ証拠書類一
切無之候事

ケ引ニ及ヒタル証拠ノ為メ提供致候事

明治十三年十二月十日

一 原告第四号証ニ一 銀式拾壹匁 安藝郡

KB 忠左衛門 印

両□□村受山札鎌毎秋兩度右両村ヘ相

NH 雅夫 印

渡申候トアルハ□□□□村ニモ札鎌有之候

TD 静造 印

運上相収メ来候ニ付□□□□村

(一一一B)

(一一一B)

札鎌運上ヲ両村ヘ相渡シタルトノコトニ有之

(記述なし)

候事

一 札鎌ハ往古ヨリ慶応元年*迄毎年

* 西曆一八六五年

絶間ナク相受ケ居候処慶応元年

(一一三A) 【四一一三】 【被告人及代言人陳述書】

二無印鎌ヲ以テ登山セシ者有之ヨリ原

告被告村間ニ大喧嘩ヲ生シ被告村ノ

被告〔兼代〕*人

*カッコ内朱線で抹消

ST 兵左エ門

OD 定五郎

AK 良作

右 AK 良作 代言人

岩田 彌太之輔

一 被告答弁之趣旨ハ答書ニ記載セシ
通ニ有之候事

〔二四B〕

一 原告ハ其第三号以下証書ニ依リ札鎌

ニ付テノ草手銀ヲ運上銀ト唱ヘ役場

通リノ取扱ヒノ様申立候処維新

以前ニハ村役場ニ於テ人民相互ノ取引

上ノコトニモ干渉取扱ヒ候事モ間々有之

候儀ニテ右札鎌草手銀ノコトモ其取

次ノ世話ヲ村役場ニテ致スト申ス迄ニ

テ村役人ノ職務上ヲ以テ受授セシ義

ニハ無之其証拠ハ明治十三年第七百八拾

七号*ヲ以テ民有山入会山柴草刈取方

〔二五A〕

民約履行ノ訴状トシテ訴ヘタルヲ以テ

モ人民相互ノ契約ナリシコト明瞭ニ有之候

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年
至同 十三(一八八〇)年

事

一 札鎌ヲ以テ中倉山ノ柴草ヲ原告村

ニ刈取ラセ候ニ就テハ是迄被告村ニ於テ

迷惑鬱ナカラズ享和度*ニ於テモ原被

告村間ニ差纏ヲ生シ又慶応度**ニモ

怪我人モ有之程ノ大喧嘩ト相成タルコトニ*

テ夫等ノ為メ被告村ニ於テ慶応度

以来札鎌ノコトヲ一切原告村ニ謝絶致

〔二五B〕

候事

一 札鎌ヲ年々相改メ原告村ニ差遣ハス

趣意タルヤ草ノ出来不出来ニ付被告

村ニ草不自由ノ年ニハ原告村ニ札鎌ヲ

渡シ刈草致サセ申サ、ル為ニテ其証拠

ニハ原告村ノ草手銀受取証ニ往古

ヨリ年々相続キ居中間敷ト被存

候事

一 被告人ST兵左エ門OD定五郎AK

良作ヲ總代人トシテ原告ヨリ出訴致候

〔二六A〕

得共被告三名ハ今日ニ当リ□□□村

人民一統ヨリ總代ノ委任ヲ受ケ居り候儀

二四二(二四二)

〈資 料〉

修道法学 三九卷 一号 二四一(二四一)

二ハ無之候ニ付□□村人民ニ代テ被告三名ヨリ答弁致ス義ニハ無之被告三名ハ自己ノ一分ニ当リタル所ヲ本訴ニ答致候事

AK良作 印
〔右AK良作代言人〕*
岩田 彌太之輔 印
* カッコ内は 編者の補充

一 被告村ヨリ差出シタル原告第六号証

ハ明治十三年七月原告村ヨリ第七百八拾七号ノ訴訟ヲ起スニ付原告村ノ問合セニ

〔二二七B〕

対シ回答セシ書面ニシテ該訴ハ

(記述なし)

〔二二六B〕

却下ノ裁判ヲ受ケタレバ一旦結局ニ至リ

タル者ナリ原告夫々更ニ本訴ヲ起セバ更ニ總

代ノ事ヲ被告村ニ照会セシ上ニテ總代

ニ対シ訴訟ヲ起スヲ当然ニシテ先訴ノ

總代ヲ以テ本訴ニモ總代トシテ訴ヲ起ス

ハ訴訟ノ定規ニ違犯セシ者ト存候

右之外可申上廉并ニ証拠書類一

切無之候事

右之通相違不申上候 以上

明治十三年十二月十日

〔二二七A〕

ST 兵左衛門 印
OD 定五郎 印

〔二二八A〕〔四二二〕預ケ証書取戻請求
十二月 廿日宣告*
紅四枚*
* 欄外右側上部「廿日宣告」は朱書き

明治十三年第千二百六十号*
印** 申渡按 起草 印*** 浄書 印 校合 印
下部は「紅四枚」墨書
** 以下二行は朱書き

印* 原告 廣島縣安藝國廣島區□*「山藟」の丸朱印
□町居住 平民
TD 竹藏

被告 廣島縣安藝國安藝郡□

□□居住 土族

Y Z 清次

預ケ証書取戻請求ノ訴訟審理ヲ遂ケ裁
判スルコト左ノ如シ

〔二一八B〕

本訴原告人カ証拠トスル者ハ被告人ヘ預ケタリト云フ
金百九拾八円ノ預リ証書ノ写ニシテ被告人ノ之レヲ預リタル
証左ナケレハ到底無証ノ訴訟ニ付訴答書トモ却下
スル者也

但 訴訟入費ハ原告人ヨリ償却スベシ

係 判 事 横地 安信 印

明治十三年十二月 主 判事補 日比 豪 印

副 判事補 脇屋 雄六 印

〔二一九A〕〔四二一2〕【原告人申口】

原告人 TD 竹藏

申口

本訴ノ証拠物ハ被告人ヘ預ケ置キタル
預リ証書及其預リ証書ヲMK増藏より

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年
至同 十三(一八八〇)年

【却下文書】(民第二五號ノ二止)について(二・完)

二四〇(二四〇)

受取りタル節ノ預リ証書ノ写ナレトモ金
百九拾八円ノ預リ証書ヲ被告人ヘ預ケタ
ルハ訴状ニ記載セシ如ク相違無之二付速
ニ返済請度MK増藏よりハ切りニ催促
ニ逢ヒ一時難洪ニ付不得已出訴致候
〔二一九B〕

事
前条并訴状之通り相違無之外ニ可申上
事柄并証拠物ハ無之二付速ニ御裁
判奉願候事

明治十三年十二月十四日 TD 竹藏 印

〔二三〇A〕〔四二一3〕【被告人申口】

被告人 Y Z 清次

申口

本訴ニ就而ハ答書之通相違無之外ニ可
申立事柄并証拠物等ハ無之二付速ニ

御裁判奉願候事

明治十三年十二月十四日 Y Z 清次 印

〔二三〇B〕

(記述なし)

〔二三一A〕〔四三〕【貸米催促】^(註5)

十二月二十七日*

黄緑六枚*

* 欄外右側上部と

下部に墨書き

明治十三年第九千二百九十四号**

** 以下二行は朱書き

印*** 却下案 起草印**** 浄書印 校合印

*** 「横地安信」の丸朱印。

印* 申渡

**** 「菊池」の丸朱印

原告 廣島縣安藝国高田郡□□村居住

* 「鳥居」の

平民 S I 敬八 代言人

長円形朱印

山内 吉郎兵衛

被告 同村居住 平民 I K 直太郎 代言人

結城 勝

同 同村居住 平民 M K 吾一 代言人

富田 治左衛門

〔二三一B〕

貸米催促ノ訴訟審理ヲ遂ケ裁判スル左之如シ

本訴ノ貸借ハ証書明文ノ如ク一村ノ公借ニシテ其当時人民

惣代タリシ被告人ト契約セシ者ナレハ今日被告人ニ於テ惣

代ニ非サル限りハ其惣代ノ職務ヲ繼續シタル者ニ対シ訟フ可キ者ナリ依テ原告人カ現今惣代ニ非サル被告人ニ係リ出訴セシハ不当ナルヲ以訴答書共却下スル者也
但 訴訟入費成規ニ照シ原告人ヨリ償却スヘシ

掛判事 山崎 萬幹 印

明治十三年十二月 主 判事補 菊池 重威 印

副 判事補 日比 豪 印

〔二三一A〕〔四三一2〕【原告代人陳述書】

十三年第九千二百九十四号*

原告 S K 宗左衛門 代言人

山内 吉郎兵衛 当日代言人

山中 正雄

第一条

被告兩人ヲ被告トシテ訟ヲ起ス所以ハ即証書

面ノ如ク被告兩人より返済期限ヲ約シテ契約

セシ者ナレハ仮令村方より取立ツルハ如何ノ手続ヲ

為スモ皆被告人ノ為ス可キ所ニシテ原告人ノ知

ル可キ所ニ非ス且ツ被告人ノ云フ如ク村方若

〔二三一B〕

クハ戸長ニ係ル者ト云フヲ以テ口実トナシ義務ヲ

免カル可キ者トセハ本訴証書ハ反古同然ノ証書

* 朱書き

ニシテ敢テ証拠ト為スニ足ラス依テ本訴証書アル
限りハ被告兩人ニ掛リ訴訟ス可キ義ト心得
候事

第二条

被告人ハ逋租*係ノ奥書アルヲ以テ一村共借ノ「逋租」ハ滞納
証拠トナセドモ逋租係ノ奥書ヲ以テ直チニ公借 又は未納の租税
ト認ム可成規ハ無之候事 右之外訴状之通相違無之外ニ可申立事
の意

〔一三三A〕

柄并ニ証拠物等ハ無之候事
明治十三年十二月廿四日 山中 正雄 印

被告 I K 直太郎 代言人

結城 勝

原告呈供スル証書ノ奥書ニ於テ逋租係
MS可久郎トアルヲ以テ見ルモ一村共借
ノ証拠動然タル義ニ有之依テ私借ノ請
求ニハ応ジ難ク事
右之外答書之通相違無之候ニ可申

〔一三四B〕

立事柄并証拠物等ハ無之候事

明治十三年十二月廿四日 富田 治左衛門 印

結城 勝 印

〔一三三B〕

(記述なし)

〔一三四A〕【四三一三】【被告代言人陳述書】
十三年第千二百九十四号*

被告 M K 吾一 代言人

富田 治左衛門

* 朱書き

〔一三五A〕【四四一】【貸米催促】^(注56)

十二年十二月廿五日*

明治十三年第千二百九十六号**

印*** 申渡 按印*** 起草 印* 浄書 印 校合 印

***「鳥居」の長円形朱印。

原告 廣島縣安藝国高田郡□□

村居住 平民 S I 敬八 代言人

*「日比」の

廣島裁判所

自明治十二(一八七九)年
至同 十三(一八八〇)年

【却下文書】(民第二五號ノ二止)について(二・完)

一三八(一三八)

ハ資料

修道法学 三九卷 一号 (二三七) (二三七)

被告 廣島縣安藝国高田郡□□村 山内 吉郎兵衛 丸朱印

居住 平民 IK直太郎 代人 同村居住 平民

KT 周次郎

同 廣島縣安藝国高田郡□□村

(二三六B)

(記述なし)

(二三五B)

居住 平民 MK吾一 代言人

富田 治左衛門

(二三七A) 【四四一2】 【原告代言人申立書】

十三年第千二百九十六号*

* 朱書き

貸米催促ノ訴訟審理ヲ遂ケ裁判スル左ノ如シ

本訴ノ貸借ハ証書明文ノ如ク一村ノ公借ニシテ其当時 人民総代タリシ被告人ト契約セシ者ナレハ今日 (二至リ) **被

* カッコ内朱線で抹消

告人ニ於テ総代ニ非サル限リハ其総代ノ職務ヲ繼續シタル

者ニ対シテ訟フ可キ者ナリ依テ原告人カ現今総代ニ非サル

被告人ニ係リ (総代) ** 出訴セシハ不当ナルニ依リ訴答書

トモ却下スル者也 ** カッコ内朱線で抹消

但 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ償却

(二三六A)

ス可シ

係 判事 横地 安信 印

明治十三年十二月 主 判事補 日比 豪 印

副 判事補 伊藤 辨 印

原告 SI敬八 代言人

山内 吉郎兵衛 当日代言人

山中 正雄

被告兩人ヲ被告トシテ訟ヲ起シタル所以ンハ則

チ証書面ノ如ク被告兩人ヨリ返済期限ヲ約

シテ契約セシ者ナレハ仮令ヒ村方ヨリ取立ツルハ

如何ノ手續ヲ為スモ皆被告人ノ為スベキ所ニシテ

原告人ノ知ル所ニ非ス且ツ被告人ノ云フ如

ク村方若クハ戸長ニ係ル者ト (七八) ** 云フヲ口実トシテ

義務ヲ定ムルトセハ本訴ノ証 ** カッコ内二字

(二三七B) 朱線で抹消

書ハ反古同然ノ証書ニシテ敢テ証拠ト為スニ足

ラス依テ本訴証書ノアル限りハ被告兩人ニ
掛リ訴訟ス可キ義ト心得候事

右之外訴状之通り相違無之外ニ可申立事
柄并ニ証拠物等ハ無之候事

明治十三年十二月廿四日 山中 正雄 印

追加

被告人ハ逋租係ノ奥書アルヲ以テ一村共借ノ
証拠トナセドモ逋租係ノ奥書ヲ以テ直チニ公借ト

認ム可キ成規ハ無之候事

(一三九A)

右之通相違無之候事

明治十三年十二月廿四日 山中 正雄 印

(一三八B)
(記述なし)

富田 治左衛門

同 IK直太郎 代人

K T 周次郎

本訴ニ就而ハ答書之通相違無之候外ニ
可申立事柄并証拠物等ハ無之候事

明治十三年十二月廿四日 富田 治左衛門 印
K T 周次郎 印

(一三九B)

追加

原告呈供スル証書ノ奥書ニ於テ逋租
係MS可久郎トアルヲ以テ見ルモ一村
共借ノ証拠動然タル義ニ有之依テ私
借ノ請求ニハ難応事

明治十三年十二月廿四日 富田 治左衛門 印
K T 周次郎 印

(一三九A) 【四四一3】 【被告代言人陳述書】
十三年第千二百九十六号*

被告 MK吾一 代言人

* 朱書き

(一四〇A) 【四五】 【貸米催促】^(注57)
十二月廿七日 宣告*

* 欄外右側上部に墨書き、

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年
至同 十三(一八八〇)年

『却下文書』(民第二五號ノ二止) について (二・完)

二三六 (二三六)

明治十三年第千貳百九拾五号*

〔宣告〕は朱書き

〔一四一A〕

*** 以下「却下按」までの三行は朱書き

但訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ

印***

起草印*** 淨書印 校合印

償却ス可シ

却下按

*** 「横地安信」の丸朱印

明治十三年十二月廿七日

掛 判事 鳥居 断三印

申渡

*** 「鈴木」の丸朱印

主 判事補 鈴木 円平印

原告 廣島縣安藝國高田郡

副 判事補 川戸 清輔印

□□村居住 平民 S I 理七

代言人

山内 吉郎兵衛

被告 同村居住 平民 I K 直太郎

代人 同村居住 平民

〔一四一B〕

(記述なし)

〔一四〇B〕

K T 敬太郎

同 同村居住 平民 M K 吾一 代言人

富田 治左衛門

貸米催促ノ訴訟審理ヲ遂ケ裁判スル左ノ如シ

本訴ノ貸借ハ證書明文ノ如ク一村ノ公借ニシテ其

当時人民惣代タリシ被告人ト契約セシ者ナレハ今日

被告人ニ於テ惣代ニ非サル限りハ其惣代ノ職務ヲ

繼續シタル者ニ対シ訴フ可キ者ナリ因テ原告人カ

現今惣代ニ非サル被告人ニ係リ出訴セシハ不当

ナルヲ以テ訴答書共却下スル者也

〔一四二A〕 〔四五一2〕 〔原告代言人陳述書〕

十三年第千二百九十五号*

原告 S I 理七 代言人

山内吉郎兵衛 当日代言人

山中 正雄

第一条

被告兩人ヲ被告トシテ訟ヲ起ス所以^マハ則証書面

ノ如ク被告兩人ヨリ返済期限ヲ約シテ契約セシ者

ナレハ仮令村方より取立ツルハ如何ノ手續ヲ為スモ皆

* 朱書き

被告人ノ為ス可キ所ニシテ原告人ノ知ル可キ所ニ非
ス且ツ被告人ノ云フ如ク村方若クハ戸長ニ係ル者ト

〔一四二B〕

云フヲ以テ口実トシテ義務ヲ免カル可キ者トセハ本訴
証書ハ反古同然ノ証書ニシテ敢テ証拠ト為スニ足ラ
ス依テ本訴証書アル限りハ被告兩人ニ掛リ訴訟
ス可キ義ト心得候事

第二条

被告人ハ逋租係ノ奥書アルヲ以テ一村共借ノ

証拠トナセドモ逋租係ノ奥書ヲ以テ直チニ公借ト

認ム可キ成規ハ無之候事

右之外訴状之通相違無之外ニ可申上事柄

并証拠物等ハ無之候事

〔一四三A〕

明治十三年十二月廿四日

山中 正雄 印

〔一四四A〕【四五―3】【被告代人申立書】
十三年第千二百九十五号*

被告 MK吾一 代行人

富田 治左衛門

同 IK直太郎 代人

KT 敬太郎

原告呈供スル証書ノ奥書ニ於テ逋租係

MS可九郎トアルヲ以テ見ルモ一村共借ノ

証拠動然タル義ニ有之依テ私借ノ請求

ニハ難応候事

右之外答書之通相違無之外ニ可申立

〔一四四B〕

事柄并証拠物等ハ無之候事

明治十三年十二月廿四日

富田 治左衛門 印

KT 敬太郎 印

〔一四三B〕

(記述なし)

【読下し・了】

廣島裁判所

自明治十二(一八七九)年
至同十三(一八八〇)年

『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(二・完)

一三四(一三四)

* 朱書き

五注の部(4)

- 1 今回紹介を試みるのは、広島地方裁判所に所蔵されている第二冊目の『自明治十二年至同十三年 却下文書』(民第二十五號ノ二止)の後半部分である。本稿では「二四」〜「四五」の事件を紹介することにした。簿冊全体のほぼ半分にあたる。なお、表紙には、「保存始期 明治十四年」「保存終期 明治永久年」と墨書きされている。
- 2 事件番号および丁番号は、整理・取扱いの便宜上、われわれが附けた。袋綴じになっているので、丁番号のAおよびBは用紙右側の半葉にA、左側の半葉にBの符号を附けた。
- 3 本文について、編綴の順番は、「目次」の順番どおりには編綴されていない。配列順序のズレは数件について見受けられる。本稿においては、「目次」の順番に従って本文の部分と並べ替えた。丁数もそれに従って動いたことになる。ご諒承をお願いしたい。なお、「目次」と「本文」の配列のズレは、「六 目次」の表の上部二段(目次番号及び本文編綴番号)を参照されたい。
- 4 『訴状受取録』には、本文の事件に該当する事件の記録を見出すことができたので、それらを「五 注の部(5)」に掲載した。また、『上訴裁判通知録』中に、大阪上等裁判所が控訴審としてした二件の判決謄本が編綴されていた。併せて紹介する(「五 注の部(6)」を参照されたい)。

5 以下の三項目は前号に記したが、便宜上、再録する。本簿冊の寸法は、縦二三・二cm、横一六・六cm、厚さ一・〇cmである。用紙は、枠は藍の二重野線、半葉一〇行詰め、中央柱下部には「広島裁判所」と印刷されている。

6 各事件の判決書(案)の末尾には、「掛(係)、主、副」として、裁判官三名の肩書きと署名、押印がある。一方、判決書(案)の冒頭部分には、例えば、「申渡案(按)」の下部に「起草、浄書(浄写)、校合」とそれぞれ朱書きがあり、朱印(のみ)が捺されている。押印は「起草」および「浄書(写)」には各一個、「校合」には三乃至四個(五個の例も)の押印が認められる。

7 押印は、判読困難なものがかなりあるが、幸い「起草」の下部の押印は判読することが出来た。判決書(案)末尾の「主」担当の裁判官の氏名と一致したので、本文では、起草者の氏のみを脚注で示し、浄書および校合の担当者印の氏は省略した。

五注の部(5)

(注31) 『二四』事件
『明治十三年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、以下の記録がある。

三月廿九日	訴	証書取戻	原	佐伯郡	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	村
四月五日	答			K M	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ハ マ
四月八日	答書出ス						

三百二十七	時間 一ヶ月	告
掛 横地	高 訴	被
主 川戸	結 十三年 四月十四日 却下裁許	同郡 同村
副 伊藤	局 訴訟手続ニ違フ	H M 三右衛門 外一名

〔注32〕 〔二五〕事件

『明治十三年 訴状受取録』（民第六号ノ一）には、以下の記録がある。

四月十二日 訴	頼母子講返掛金	原
同月十九日 答	時間 一ヶ月	告
三百八十	高 訴 金百拾弍円	廣島區 □□町
掛 横地	局 結 十三年 四月三十日 棄却裁許	A R 吉良右衛門
主 日比	副 訴訟手続違	代人 O D 廣助
副 川戸		同區 □□村
		K M 勝太郎

〔注33〕 〔二六〕事件

『明治十三年 訴状受取録』（民第六号ノ一）には、以下の記録がある。

四月廿九日 訴	預ケ金催促	原
五月 五日 答	時間 一ヶ月以下	告
四百六拾五		廣島區 □□村
		K T 六兵衛

廣島裁判所 自明治十二（一八七九）年『却下文書』（民第二五號ノ二止）について（二・完）
至同 十三（一八八〇）年

掛 横地	高 訴 金貳拾六円九拾七銭	被
主 菊池	局 結 十三年 五月十五日 印税規則ニ違フ	同區 □□町
副 水村	却下	R J 政重 外一人

〔注34〕 本規則第一則第二条は、以下のように規定している。なお、（注13ノ2）を参照。

「総て規則ノ通証券○印紙○界紙 ヲ用ヒサル者ハ後日如何体ノ故障差起出訴ニ及ヒ候共其書類ハ一切取揚ケ裁判不相成事」

〔注35〕 〔二七〕事件

『明治十三年 訴状受取録』（民第六号ノ一）には、以下の記録がある。

二月十七日 訴	訴訟費金取戻	原
二月二十六日 答	時間 三ヶ月以下	告
百六十三	高 訴 百二十七円七十八銭	御調郡 □□□□村
掛 鳥居	局 結 十三年 五月十七日 訴訟手続ニ違ヒ	S I 市郎右衛門 外六名
主 水村	却下	御調郡 □□□□村
副 菊池		M J 近助 外二名

*「十四年二月 上裁判決 同原」の注記がある。後注（5）『上訴裁判通知録』を参照。

〔注36〕 〔二八〕事件

一三三二（一三三二）

『明治十三年 訴状受取録』(民第六号ノ一二)には、以下の記録がある。

六月十九日 訴	委託地券取戻	原	賀茂郡 □□ 村
六月廿六日 答		被	M D 瀬助
六百六十八	時間 一ヶ月以下	告	代人 N N 泰司
掛 鳥居	高訴	被	全郡全村
主 菊池	局結 十三年七月十一日 訴訟手続ニ違フヲ以テ 却下	告	M D 網助
副 川瀬			

(注37) 【二九】事件

『明治十三年 訴状受取録』(民第六号ノ一二止)には、以下の記録がある。

七月十二日 訴	定約履行	原	安キ 郡 □□ 村
七月十九日 答		被	S I 則房
七百五拾	時間 一ヶ月以下	告	代人 H M 和七郎
掛 鳥居	高訴	被	廣嶋 區 □□ □□ 村
主 鈴木	局結 十三年七月廿六日 却下裁許	告	T N 久一
副 川戸	訴訟手続ニ違フ		

(注38) 【三〇】事件

『明治十三年 訴状受取録』(民第六号ノ一二止)には、以下の記録がある。

八月七日 訴	地券分裂書換請求	原	沼隈 郡 □□ 村
八月十六日 答		被	H K 長右衛門
八百四十四	時間 一ヶ月	告	代人 八田 廣次郎
掛 鳥居	高訴	被	全郡全村
主 鈴木	局結 十三年八月廿一日 訴訟手続ニ違フ 棄却	告	H K 甚六
副 大隅			

(注39) 【三一】事件

『明治十三年 訴状受取録』(民第六号ノ一二止)には、以下の記録がある。

七月廿三日 訴	民有人相山柴草刈	原	賀茂郡 □□ 村
七月廿九日 答	取方民約履行訴	被	外八人 K B 忠左衛門 兼代人 外 式名
七百八十七	時間 一ヶ月	告	安藝 區 □□ □□ 村
掛 鳥居	高訴	被	O D 定五郎 外 式名
主 脇屋	局結 十三年八月十二日 棄却裁許	告	
副 伊藤			

(注40) 【三二】事件

『明治十三年 訴状受取録』(民第六号ノ一二止)には、以下の記録がある。

九月十三日 訴	詐偽金賠償ノ訴	原	世羅 郡 □□ □□ 村
月 日 答		被	T I 多助

九百七十九	時間 十日以下	告
掛 山寄	訴 金九拾三円式拾五錢一 高厘高	被
主 鈴木	結 十三年九月十五日 訴訟手続二違	同郡 □ □ 町 K D 半六
副 菊池	局 訴訟手続二違 却下	外一名

〔注41〕 〔三三〕 事件

『明治十三年 訴状受取録』（民第六号ノ一二止）には、以下の記録がある。

八月十一日 訴	私有山妨碍ノ訴	原
八月十七日 答	時間 一ヶ月	佐伯郡 □ □ 村 Y D 和作
八百五十八	高訴	告 佐伯郡 □ □ 村
掛 鳥居	局 結 十三年九月三日 訴訟手続二違ノ部 棄却	被 佐伯郡 □ □ 村 K G 利助
主 脇屋		告
副 日比		

〔注42〕 〔三四〕 事件

『明治十三年 訴状受取録』（民第六号ノ一二止）には、以下の記録がある。

九月 七日 訴	貸金催促	原
九月十四日 答	時間 十日以下	高田郡 □ □ 村 Z J 民五郎
九百五拾一		告

掛 鳥居	高訴 百九円式拾七錢	被
主 日比	結 十三年九月十六日 出訴期限過	高田郡 □ □ 村 O H 岩太郎
副 川瀬	局 訴訟手続二違フ 却下	告

〔注43〕 〔三三〕 事件

『明治五年 太政官布告第三百十七号（十月二十二日）（布）』法令全書『明治五年』二一六頁は、以下のように規定している。

「平民相互ノ金穀借貸慶応三年丁卯十二月晦日以前ニ係ル者ハ一般裁判ニ不及明治元年戊辰正月元日以後ノ分ハ裁判ニ及候

事」

〔注44〕 〔三五〕 事件

『明治十三年 訴状受取録』（民第六号ノ一二止）には、以下の記録がある。

九月十七日 訴	貸金催促証憑御見札シノ訴	原
九月 日 答	時間 十日以下	廣嶋區 □ □ 町 N Z 茂助
九百九十五	高訴 百八十一円四十錢	告 佐伯郡 □ □ 村
掛 鳥居	局 結 十三年九月十八日 訴訟手続二違フ 却下	被 Y N 林藏
主 大隅		告 全郡 外六名
副 川瀬		

〔注45〕 〔三六〕 事件

『明治十三年 訴状受取録』（民第六号ノ一二）には、以下の記録

廣島裁判所 自明治十二（一八七九）年『却下文書』（民第二五號ノ二止）について（二・完）

一三〇〇（一三〇〇）

がある。

六月十九日 訴	預金催促	原告	高宮郡 □ □ □ 村
六月廿五日 答	Y M ミツ	被告	Y M 源三郎
六百六十一	時間 三ヶ月以下	被告	同郡 □ □ 村
掛 横地	高訴 五十円	被告	Y M 源三郎
主 菊池	結 十三年九月廿日 出訴期限経過ニ付 却下	被告	
副 脇屋		被告	

〔注46〕 明治七年 太政官布告第二十七号(三月四日 輪郭附)『法令全書』

明治七年(二六二二七頁)は、以下のように規定している。

「預金穀ハ其證書中ニ封印ノ俣預リ置候歟或ハ預リ中融通使用ヲ為サ、ルノ明文ナキ分ハ出訴候トモ本年五月一日ヨリ以後ハ貸金同様ニ裁判可致候条此旨布告候事」

〔注47〕 〔注43〕を参照。

〔注48〕 〔三七〕事件

『明治十三年 訴状受取録』(民第六号ノ一二止)には、以下の記

録がある。

九月廿五日 訴	委託証書請求	原告	世羅郡 □ □ □ 村
十月 一日 答		被告	T I 多助
千廿四	時間 十日以下	被告	全郡 □ □ 村
掛 山崎	高訴	被告	

〔注49〕 〔三八〕事件
『明治十三年 訴状受取録』(民第六号ノ一二止)には、以下の記
録がある。

九月十五日 訴	払金取戻請求	原告	佐伯郡 □ □ 村
九月二十日 答	時間 一ヶ月以下	被告	KN 道一
九百八十六	高訴 四百九十二円五十銭	被告	同郡 □ □ 村
掛 鳥居	結 十三年十月十四日 却下裁判	被告	HS 利八
主 菊池		被告	
副 脇屋		被告	

〔注50〕 〔三九〕事件

『明治十三年 訴状受取録』(民第六号ノ一二止)には、以下の記

録がある。

九月二十日 訴	質地受戻約定履行	原告	豊田郡 □ □ 村
九月二十八日 答	時間 一ヶ月以下	被告	M H 助左衛門
九百九十九	高訴	被告	同郡 同村
掛 横地	結 十三年十月十六日	被告	NO 吉太郎
主 伊藤		被告	

主 大隅	結 十三年九月廿七日 訴訟手續ニ違フ 棄却	原告	SD 卯平
副 伊藤		原告	

副 日比 局 却下裁許 告

〔注51〕「証券印紙規則」は、「証券印税規則」(明治七年太政官布告第八十一号(七月二十九日輪郭附)『法令全書 明治七年』六九〇八四頁)の誤記か(注13)を参照。

〔注52〕〔四〇〕事件本件は目次に載っていない。本文中の書面のみである。

〔明治十三年 訴状受取録〕(民第六号ノ一二止)には、以下の記録がある。

十二月廿二日訴	証書実印押捺請求	原	沼田郡□□村
十二月廿九日答	時間一ヶ月以下	告	Y T 貞五郎
千二百四十一	掛 鳥居	被	全郡全村
主 菊池	高訴	告	Y M 瀧三郎
副 脇屋	結 局 十三年十二月九日 訴訟手続ニ違フ 却下	告	

〔注53〕〔四一〕事件

〔明治十三年 訴状受取録〕(民第六号ノ一二止)には、以下の記録がある。

十二月十五日訴	民有山入会刈拒障	原	賀茂郡□□村 百八十八名兼代人 K B 忠左衛門 外二名
同月廿二日答	時間一ヶ月以下	告	安藝郡□□□村
千二百弐拾一	掛 山崎	被	

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(二・完) 至同 十三(一八八〇)年

主 伊藤	高	S T 兵左衛門 外二名
副 川戸	結 局 十三年十二月十三日 訴訟手続ニ違フ 棄却	告

なお、〔三一〕事件を参照

〔注54〕〔四二〕事件

〔明治十三年 訴状受取録〕(民第六号ノ一二止)には、以下の記録がある。

十一月廿六日訴	預ケ証書取戻シ	原	廣嶋區□□町
十二月二日答	時間一ヶ月以下	告	T D 竹藏
千二百六十	掛 横地	被	安キ郡□□□
主 日比	高訴	告	Y Z 清次
副 脇屋	結 局 十三年十二月廿日 訴訟手続ニ違フ 棄却	告	

〔注55〕〔四三〕事件

〔明治十三年 訴状受取録〕(民第六号ノ一二止)には、以下の記録がある。

十二月三日訴	貸米催促	原	高田郡□□村
十月十日答	時間一ヶ月以下	告	S S K 宗左衛門
千貳百九十四	掛 山崎	被	代理人 山内 吉郎兵衛 同郡同村
訴 米貳拾六石九斗貳升 高七合七勺			

一三八(二二八)

主 菊池	結 十三年十二月廿七日	告	I K 直太郎 外彦名
副 日比	局 訴訟手続ニ違フ 却下		

副 川戸	局 訴訟手続ニ違フ 却下	告	外彦名
------	-----------------	---	-----

〔注56〕〔四四〕事件

『明治十三年 訴状受取録』（民第六号ノ二二止）には、以下の記録がある。

十二月三日訴	貸米催促	原	高田郡 □ □ 村
十二月十日答	時間 一ヶ月已下	告	S I 敬八
千貳百九十六		被	代理人 山内 吉郎兵衛
掛 横地	訴 米六拾四石六斗三升 高 式合八勺	告	同郡 同村
主 日比	結 十三年十二月廿七日 局 訴訟手続ニ違フ 却下	被	I K 直太郎 外彦名
副 伊藤		告	

〔注57〕〔四五〕事件

『明治十三年 訴状受取録』（民第六号ノ二二止）には、以下の記録がある。

十二月三日訴	貸米催促	原	高田郡 □ □ 村
十二月十日答	時間 一ヶ月已下	告	S I 理七
千貳百九十五		被	代理人 山内 吉郎兵衛
掛 鳥居	訴 米三拾石四斗式升 高 七合六勺	告	同郡 同村
主 鈴木	結 十三年十二月廿七日	被	I K 川 直太郎

五注の部（6）

本稿の〔二七〕事件について、大阪上等裁判所の判決謄本が二件みつかったので、紹介する。

（1）〔二七〕事件の控訴審判決

〔表紙〕
〔自明治十年 至同十二年 判所民事部〕
上訴裁判通知録 民第五号ノ一 廣島地方裁

（〇一A）

裁 決 書

廣島縣備後國御調郡 □ □ 村 総代
全村 平民
原告 S I 市郎右衛門
全縣全國全郡 □ □ 平民
全 M O 泰林
村経界争論控訴

廣島縣備後國御調郡

□□村 捻代

全村 平民 農

被告 S D 直成

全村 平民 農

〔〇一B〕

全 N M 菅一郎

全村 平民 農

M J 近助

原告控訴ノ要領

論所 杣場新開ハ被告村ニ於テ文政年度*ヨリ

* 西曆一八一八〜一八三〇年

天保年間*迄ニ築キタル地所ナレトモ原告村字杣

* 西曆一八三〇〜一八四三年

場ト称スル地先ニシテ原告村ノ所属地ナリ被告

村ト原告村ノ経界ハ入口ノ中央ナルヲ以テ該新

開築造ノ際故障申立タレトモ原告村ノ潮間

際迄ハ被告村ノ経界内ナリト主張シ又字撥揚

新開モ被告村ノ支配地ナリトテ築造スルニ依リ

出訴ノ上其筋ノ所分ヲ受ント欲スルモ被告村ハ

大村ニシテ其勢ニ圧セラレ終ニ荏苒*今日ニ至リ

〔〇一A〕

* 歳月の永く

かかること

タリ然ル処地租改正ノ際経界不明瞭等ノ所ハ
是旨可申出旨達セラレシニ付直ニ縣廳ニ具申
セシモ被告村ニ於テ諸苦情ヲ申立シヨリ採用
不相成依テ明治十一年一月廣島裁判所ニ訴出
タレトモ目安違ナリシヲ一旦願下ヲ為シ明治十一年
同月十九日再ヒ境界争論ノ訴ニ及ヒシ処控訴
状掲載ノ通り訴状却下セラレタリ然レトモ村建
リ実録帖ニ東ハ同濱海際際迄西ハヒダツキ山峯重
井村境南ハ峠島油屋新開境迄北ハ御建泉水
止海境迄トアリテ即チ被告村ノ境界ハ峠島油
屋新開境迄ナリ是ニ由テ之ヲ觀レハ杣場檢
上兩新開ハ原告村ノ経界内ニシテ被告村ノ
支配地ニアラサルコト判然タリ扱海岸ニ新開

〔新大字典〕
一九七六頁

〔〇一B〕

ヲ築クトキハ必ス其属地ノ経界内ニ付スヘキコト

ナリ即被告村ノ入口ニ於テ尾ノ道ノ商人油屋

某多分ノ新開ヲ築キ之ヲ油屋新開ト唱ヘタ

レトモ油屋某ハ地主ニシテ素ヨリ□□村ノ経界

内ニ属セリ始此他村ノ者新開ヲ築キ其属地ノ

経界内ニ付シタル例古来比々有之左スレハ独リ

被告村ニ於テ築造セシ新開ノミ其属地ノ経界

ヲ離レ被告村ノ飛地トナルヘキ条理無之被告ニ

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年
至同 十三(一八八〇)年

『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(二・完)

一二六(二二六)

於テハ地券ヲ所持スルヲ以テ被告村ノ地所ナリト答弁スレトモ地券ハ地所ニ有ノ証ニシテ経界ノ証トスヘキモノニアラス又寸志米上納セシ証拠ヲ提供スレトモ畢竟寸志米ハ其所有主ノ務ムヘキコトニテ之ヲ以テ被告村ノ所有地ト為シ難キ旨陳

〔〇三A〕
述セリ

被告答弁ノ要領

論地柚場新開檢上ケ新開ハ寛政七年*被告村 *西曆一七九五年

入口新開築造ノ許可ヲ得テ追々所々ニ築調シタル

新開地ノ一部分ニシテ決シテ原告村ノ地界内ニ

非ス故ニ第壹号乃至第五号証拠ノ通り免許手續

書及ヒ大繩場取調帳及地並帖并該地々券証ニ

依レハ被告村所屬ノ地所タルコト明ナリ且実地溝

渠畛*畔等アリテ以テ其区画ト為リタレハ其経界 *「シン」。あ

ヲ乱サント欲スルモ能ハサルナリ又原告ハ該新開 ぜ、くろの

築造ノ際ニ於テ一度モ故障ヲ申立シコト無之扱 意 『字源』

入口ノ中央ヲ以テ村界トスヘキト否トハ本訴訟地 一二六九頁

ノ境界ニ関涉スヘキニ非ス元來被告村ハ因ノ島

〔〇三B〕

九ヶ村ノ中央ニ在アリテ村内一条ノ河アリ此河川

ハ九ヶ村共有ノ大奥両山ヨリ流出スル諸川ヲ受ケ

合流シテ被告村ノ入口ニ流出セリ故ニ該入口ハ年々月々流出スル土砂埋塞シ其害少カラサルヲ以テ河口ノ土砂ヲ浚疏シ新開地ヲ築造セリ即チ河口接近ノ地所ハ皆其土砂ヲ浚疏シテ築造セシ新開地ナリ現ニ油屋新開鼠屋新開及ヒ本訴ノ論地

其他蘇功新開等モ歴々以テ徵スルニ足レリ被告

村ノ前面ナル入口ハ斯ノ如ク歳月ヲ経ルニ從テ新

開地ヲ築カサルヲ得サル場所ナルニ付其新海ヲ築

カサル海面タリトモ惣テ該入口ハ被告村ニテ必用ノ

場所ナルニヨリ數百年前支配シ來リ決シテ他村

ノ争ハサル所ナリ依テ原告村ノ東部ハ該入口ニ接

〔〇四A〕

スレトモ内海際迄ヲ領スル而已ニテ其干潟ニ故障

スルノ權ナキハ素ヨリ原告ノ自認スル所ナリ且

ツ被告村ニ於テ寛政七年*中入口築調ノ許可 *西曆一七九五年

ヲ得シ後追々築造ニ着手シタル現今尚現存

セリ即チ見取図ニ記シタル吉助瀬此レナリ此ノ

築造ハ入口全面新開地トナス目論見ニテ其許

可ヲ得タル故ニ入口全面被告村ノ支配タル優証

ヲ容ル可キニ非ス今般原告カ提供セシ村建リ

実録ニ東ハ同濱海際迄トアルニ依ルモ原告村

ノ経界ハ海際迄ニ止ルモノニテ入口ノ中央ニ非サルヲ

見ルニ足レリ左スレバ原告カ入口ノ中央ヲ以テ村界トナス
可キトノ申立ハ一己ノ想像ナリト云ハサルヲ得ス依テ論
地ハ被告村ノ経界内ナリト答弁セリ

(〇四B)

判決

原告ニ於テ論所兩新開ハ原告村ノ経界内ナル旨陳
述スレトモ第壹号村建リ実録及ヒ第貳号証拠ハ原
告村限り整シタルモノニテ公正ノ帳簿ニアラサル上ハ他村
ニ対スル証拠トハナシ難ク被告第四号五号地券面ニ
□□村ノ内杣場新開ト明記有之第八号寸志米差
出方ノ義ニ付KH多藏OD大記ヨリノ書面ニモ□□村
撥上ケ新開ト写記シ有之第九号地床米上納聞届

書ニモ杣場壹畝云々記載之アルヲ視レハ該証拠ハ
其経界ノ証拠トスヘキモノニアラサルモ被告村ノ地所
ニシテ原告村ノ所属地ニアラサルヲ知ルニ足レリ然レハ
原告村ト該新開地トノ経界ハ従来ノ海際迄ニシテ該
新開ハ被告村ニ属スヘキモノトス 但 被告ニ於テ入口

(〇五A)

全面被告村ノ支配ナル旨弁論スレトモ原告ノ訟求外ナル
ヲ以テ別ニ之レカ弁明ヲ為サス

前条ノ如クナルヲ以テ原告村ノ経界ハ従前ノ海際迄ニ
シテ新開地ハ原告村ノ境界内ニアラサルモノナリ

但 訴訟入費ハ明治九年司法省甲第五号訴訟入費償
却規則ニ照シ原告ヨリ被告ニ償却スヘキモノナリ

明治十一年十一月八日

大阪上等裁判所

(2)

(表紙)

『自明治十三年 上訴裁判通知録』 民第五号ノ四 広島地方裁判所
至同十四年 民事部』

(〇一A)

民戌十七日

其廳明治十三年第百六十三號詞訟*ノ裁決ヲ不
服トシS I市郎右工門ヨリ及控訴候ニ付審理ノ末
別冊写ノ通裁判申渡候條條此段及御通知候也 添状が附い
ている

明治十四年二月八日

判事 宮崎 政暉 印

廣島裁判所長 増田 長雄 殿

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年 『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(二・完)

一三四(二二四)

〔〇一B〕

(記述ナシ)

以下戸長ノ奥書迄ノ五葉ハ戸長割印アレハ人民ノ調印ニ至テハ確實ナルモ其委任ノ権限ヲ

〔〇一B〕

〔〇一A〕

該訴原告ニ於テ(仮令一村ノ人民ニ関スル事件タリトモ斯ノ如キ詞訟ヲ起スニ付テ一村ノ人民ニ代リ村會議員ヨリ他人ニ委任シテ云々)トノ始審裁決ナルモ村會議員ナルモノハ豫テ闔村人民ヨリ公私百般ノ事務ヲ委任セシ總代ニシテ其總代ヨリ原告村民中則チ原告一部分ノ人民ヘ委任セシモノナレハ一村人民總代タル判然ニ付該裁判ハ承服シ難キ旨陳述スル処原告方闔村人民ヨリ總代ヲ委任サレタルヲ証スル其委任状ヲ閱スルニ第二葉人民ノ調印ヨリ

掲ケタル初葉ニ至テハF平五郎一名ノ調印アル迄ニテ第二葉ト割印ナク又其界紙ニ於ケル新古ノ差ヒモアレハ果シテ原告ハ闔村人民カ承諾上委任シタル権限ナルヤ否者認ムルヲ得サレハ該委任状ヲ以テS I 市郎右エ門外五名ヨリ其總代トシテ詞訟ヲ為スノ權利ナキニ付訴答書却下候事

但 該訴訟入費ハ成規ノ通り原告ノ負担タルヘシ

大坂上等裁判所

判事 宮崎 正暉

明治十四年二月七日

六 目 次 の 部

『自明治十二年 却下文書』（民第二五号ノ二止） 廣島地方裁判所民事部
至 同十三年

【目次】

目次 番号	本文 編綴 番号	年度・番号	訴状受取日 『受取録』 による	結局年月日 及び主文	訴 名 は、『受取録』に よる	担当者 *係掛 は判事	原告。代人／代 言人*は『受取録』 による	被告。代人／代 言人*は『受取録』 による	備 考
1	1	十一年 第四六一号	十一年六月 七日	十二年 二月十日 訴訟手続ニ 違フ却下	地券書換請求 *預ケ地券名前 書換地所引渡	決 島居 掛 中原 三郎	KD 誠之助 *代言人 小林 藤 三郎	FI 左右吾 代人 HG 勲平	被告人死亡し相続人未定のため、被告代人の申立による
2	2	十二年 第一六九号	同年二月 廿八日	同年六月 十二日 却下裁許	預ケ耕地取戻 *預ケ耕地并地券 証取戻	係山本 主脇屋 （十六等） 副 渡邊 （補）	H 儀助 代言人 *神原 益次郎 *代人 KY 太郎 左工門	FI 瀬平 *（頼） 代人 TN 儀三郎	九年七月廿七日付 福山支庁に於て、旧訴の 訴状却下の申渡し 十二年六月十日付 原告代言人申口
3	3	十二年 第五八七号	同年六月 十九日	同年七月 一日 却下裁許 訴訟手続ノ 部二入ル	小作地取戻	係横地 主川戸 （補） 副 脇屋 （十六等）	NI 徳	ST シマ 後見人 ST 富三	十二年七月一日付 原告人申口 十二年七月一日付 被告人後見人申口
4	4	十二年 第六八三号	同年七月 卅一日	同年八月 十二日 却下 訴訟手続	地券証書換 *買受地券名前 書換	掛横地 主脇屋 副 鈴木	UO 卯八 代人 UO 喜代助	EG 直作	

廣島裁判所 自明治十二（一八七九）年『却下文書』（民第二五号ノ二止）について（二・完）
至 同 十三（一八八〇）年

一一三二（二二二）

10	9	8	7	6	5
10	9	8	7	6	5
十二年 第一〇五七 号	十二年 第一〇二六 号	十一年 第五七七号	十二年 第七七三号	十二年 第七七一号	十二年 第七二一号
同年十一月 十四日	同年十一月 一日	十一年七月 八日	同年八月 廿一日	同年八月 廿一日	同年八月 十一日
同年十一月 廿六日 却下	同年十一月 十八日 却下 訴訟手續二 違フ	十二年九月 十七日 被告人失踪 訴訟手續二 違フ	同年九月 十五日 棄却	同年九月 十日 棄却	同年九月 五日 棄却 訴訟手續二 違フ
貸金*(催促)	質代金*(請求)	預ケ金*(取戻)	地代金取戻 *買受地所引渡違 約并貸米取戻	買受地代金	養女取戻
掛鳥居 主粕屋 (補)	掛横地 主水村 (補) 副川戸 (補)	掛横地 主粕屋 (補) 副水村 (補)	掛鳥居 主粕屋 (補) 副伊藤 (十六等)	掛鳥居 主粕屋 (補) 副伊藤 (十六等)	掛鳥居 主粕屋 (補) 副水村 (補)
OS 助三	YD 善三郎 代人 Y T 善太郎	NN 直太郎	MY 泰十郎	HM 龍二	OE 嘉兵衛
AB 常太郎	KD 忠彦 代人 KD 忠彦	SI 常太郎 *(二三)	TH 保兵衛 代人 KB 八百八	MU 柳平	NK 善助
十二年十一月二十四日付 原告人申口 十二年十一月二十四日付		*本文では「被告人失踪ニ 付裏書證書下付」 十二年九月十六日付被告人 不知ニ付戸長申出	十二年九月八日付 原告人申口 十二年九月八日付 被告人申口		十二年九月二日付 原告人申口 十二年九月二日付 被告人申口

15	14	13	12	11	
15	14	12	13	11	
十三年 第二二五号	十二年 第一二〇八号	十二年 第四四六号	十二年 第一一八七号	十二年 第六二四号	
同年一月 十二日	十二年十二 月廿四日	同年五月 廿日	同年十二月 十九日	同年七月 一日	
同年一月 卅一日 棄却裁許	十三年一月 十四日 却下	同年十二月 廿三日 却下	同年十二月 廿七日 却下裁許	同年十二月 五日 刑事廻シ	
貸家明渡 *貸家明渡并家賃 催促	退隱復籍 *退隱復籍并地券 名前書換	地所取戻	家賃米*〔滯催促〕	貸金*〔催促〕	
掛横地 主 脇屋 副 川戸 (補)	掛横地 主 脇屋 副 川戸 (補)	掛鳥居 主 伊藤 (十六等) 副 粕屋 (補)	掛横地 主 脇屋 (十六等) 副 川瀬 (十七等)	掛鳥居 主 脇屋 (十六等) 副 川瀬 (十七等)	副 水村 (補)
K T 清左衛門	代 言 人 岩 田 彌 太 之 輔	M Y 三兵衛 *代 人 D A 寛 象	O D 澤 造 代 人 K C 要 之 助	H S 常 助	
N H 大 助	代 言 人 原 田 東 三 郎	K I 雄 八	代 人 Y M 金 造 *〔藏〕 M D 信 造	T G 武 平	
		十二年六月五日付 原告人申口 十二年六月五日付 被告人申口		*『受取録』の注記 「十二年九月満期 九月ニテ揭示満期ヲ以テ 消込相成居然ルニ刑事廻 ニ相成民事表記載方不都 合」〔財産ナシ〕	被告人申口

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年「却下文書」(民第二三五號ノ二止)について(二・完)
至同 十三(一八八〇)年

一一〇(一一〇)

20	19	18	17	16
19	17	21	18	16
十三年 第一二七号	十三年 第一二四号	十二年 第八〇六号	十二年 第九九九号	十二年 第一二二八号
同年 二月 五日	同年 二月 四日	十二年 九月 一日	十二年 十月 廿八日	十二年 十二月 廿七日
同年 三月 一日 *三月十五日 訴訟手続二	同年 三月 四日 *出訴期限ヲ 過去ル 却下	十三年 三月 廿二日 裁判棄却	十三年 二月 十六日 *出訴期限經 過ニ付却下	十三年 二月 十六日 原告願下 被告答書却 下裁許 訴訟手続二 違フ
地券書入証請求 *地所書入証書 請求	定約金*〔請求〕	共有*〔草〕山区 域妨碍	合商出金計算* 〔請求〕	山林売戻 *山林売戻シ並ニ 地券名前書換請 求訴
掛島居 主菊池 (補) 副伊藤	掛横地 主鈴木 (補) 副日比 (十六等)	掛島居 主水村 (補) 副脇屋 (補)	掛島居 主日比 (十六等) 副川瀬 (十七等)	掛島居 主川瀬 (十七等) 副鈴木 (補)
OKB 常次 代人 和田 多平	NM 一雄 代人 IU 讓之助	HG 幸助外数名 *外一人 *同郡同村 衛 原告 KS 佐伍 之丞 外百三十八 人**	TM 九右衛門 代人 KK 太郎左 衛門	SH 栄次 *山人 林 十之助
ND 序助 *〔N〕	NYI 國太郎 *〔YNI〕 外一名 代人 SM 順平	OM 早之助 外数名 *外三百七十二人 *更に「外百四十一人」の 朱書きがある	NS 小四郎	SD 忠兵衛 *山人 長屋 謙二
	原告代人申口 十三年二月二十八日付 *「目次」欄の誤記か			十三年二月十三日付 被告人申口

25	24	番号 目次	23	22	21
25	24	編綴 番号 本文	23	22	20
十三年 第三八〇号	十三年 第三三七号	年度・番号	十三年 第二三八号	十三年 第二〇七号	十三年 第一二〇号
同年 四月 十二日	同年 三月 廿九日	訴状受取日 『受取録』 による	同年 三月 八日	同年 二月 二七日	同年 二月 三日
同年 四月 三十日	同年 四月 十四日	結局年月日 及び主文	同年 三月 卅日 棄却	同年 三月 廿六日 棄却	同年 三月 十六日 *棄却 訴訟 手続ニ違フ
頼母子講返掛金	証書取戻	*は、『受取録』に よる	頼母子返掛金* (滞)	預ケ地券書換 *預ケ地券証取戻	損害米 *損害米金要求
掛横地 主日比	掛横地 主川戸 (補) 副川瀬 (七七等)	担当者	掛横地 主日比 (十六等) 副川戸 (補)	掛鳥居 主菊池 (補) 副川瀬 (十七等)	掛横地 主菊池 (補) 副川瀬 (十七等)
A R 吉良右衛門	K M はま * (ハマ)	原告、代人/代 言人*は『受取録』 による	代 人 O D 博助	Y K 義定	S D カメヨ 後見人 K M 群助
K M 勝太郎	H N 三右衛門 外一名 代理人 富田 治左 衛門	被告、代人/代 言人*は『受取録』 による	代 人 T M 國造	K M 勝太郎	O D 貞次郎 代 人 N O 佐吉
十三年四月二十七日付 原告代人申口	十三年四月十三日付 原告(後見人)申口 十三年四月十三日付 被告代人申口	備考		* ** * 在全郡全町高橋捨五郎 後見人同人名の朱書き がある	

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年『却下文書』(民第二三五號ノ二止)について(二・完)
至同 十三(一八八〇)年

二二八(二二八)

30	29	28	27	26	
31	29	28	27	26	
十三年 第八四号	十三年 第七五〇号	十三年 第六八号	十三年 第一六三号	十三年 第四六五号	
同年 八月 七日	同年 七月 十二日	同年 六月 十九日	同年 二月 十七日	同年 四月 廿九日	
同年 八月 廿一日 *訴訟手続二 違フ棄却	同年 七月 廿六日 *却下裁許 訴訟手続二 違フ	同年 七月 十二日 *訴訟手続 二違フヲ以 テ 却下	同年 五月 十七日 訴訟手続二 違ヒ 却下 本年二月 上等判決 同原	同年 五月 十五日 印税規則二 違フ 却下	棄却裁許 訴訟手続違
地券分裂書換	定約履行	委託地券取戻	訴訟入費 *訴訟費金取戻	預ケ金請求 * (催促)	
掛島居 主 日比 副 脇屋 (十六等)	掛島居 主 鈴木 (補) 副 川戸 (補)	掛島居 主 菊池 (補) 副 川瀬 (十七等)	掛島居 主 水村 (補) 副 菊池 (補)	掛横地 主 菊池 (補) 副 水村 (補)	(十六等) 副 川戸 (補)
*代人 H T 廣次	H K 長右衛門 *代人 H M 和七 郎	S I 則房 *代人 N N 泰司	*惣代兼代人 S I 市郎右衛門 *外六名	代 言 人 岩田 彌太之助	*代人 O D 廣助
H K 甚六	T N 久一 代 言 人 奥本 数奇 男	M D 綱介	M J 近助 外 数 名 *外二名 *惣代 中村 管一 郎 *代人 宮地 近助 *惣代 楠 幸助	R J 政重 外 一 名 代 人 S M 巴	代 人 T M 國造
十三年八月十九日付 原告人代人申口	十三年七月二十四日付 原告人代人申口		十三年五月三日付 原告 (兼代人) 申口		十三年四月二十七日付 被告代人申口

35	34	33	32	31
35	34	32	33	30
十三年 第九九五号	十三年 第九五二号	十三年 第八五八号	十三年 第九七九号	十三年 第七七七号
同年九月 十七日	同年九月 七日	同年八月 十一日	同年九月 十三日	同年七月 廿三日
同年九月 十八日 *訴訟手続二 違フ却下	同年九月 十六日 *出訴期限過 却下	同年九月 三日 *訴訟手続二 違フ事棄却	同年九月 十五日 *訴訟手続二 違却下	同年八月 十二日 *棄却裁許
貸金 *貸金催促証憑御 見札シノ訴	貸金*催促	私有山妨碍*(ノ 訴)	詐偽金賠償*(ノ 訴)	入会山柴草却取 約定願出 *民有入相山柴草 却取方民約履行 訴
掛鳥居 主大隅 副川瀬 (十六等)	掛鳥居 主日比 (十六等) 副川瀬 (十六等)	掛鳥居 主脇屋 (補) 副日比 (十六等)	掛山崎 主鈴木 (補) 副菊池 (補)	(補) 掛鳥居 主脇屋 (補) 副伊藤 (補)
NZ 茂輔 *助	ZJ 民五郎	YD 和作 *代人 SSK 静 太	TI 多助	TK 太郎右衛門 外十名 *外八人兼代人 KB 忠左衛門 外式名
YN 林藏 外六名	OH 岩太郎 代言人 玉木 市兵 衛	KG 利助 代言人 二宮 豊三 郎	KD 半六 外一名	□□□村 *総代人 S T 兵 左衛門 *O D 定五郎 外式名 *代言人 岩田 彌 太之輔
				*原告の氏名が、本文と『受 取録』では異なっている 十三年八月七日付 原告(兼代人) 申口

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年「却下文書」(民第二三五號ノ二止)について(二・完)
至同 十三(一八八〇)年

二二六(二二六)

	45	44	43	42	
	45	44	43	42	
	十三年 第一二九五 号	十三年 第一二九六 号	十三年 第一二九四 号	十三年 第一二六〇 号	
	同年十二月 三日	同年十二月 三日	同年十二月 三日	同年十一月 廿六日	
	同年十二月 廿七日 訴訟手続ニ 違フ 却下	同年十二月 廿七日 訴訟手続ニ 違フ 却下	同年十二月 廿七日 訴訟手続ニ 違フ 却下	同年十二月 廿日 訴訟手続ニ 違フ 棄却	違フ 棄却
	貸米* (催促)	貸米* (催促)	貸米* (催促)	預証書取戻*(シ)	
	掛鳥居 主鈴木 (補) 副川戸 (補)	掛横地 主日比 (補) 副伊藤 (補)	掛山崎 主菊池 (補) 副日比 (補)	掛横地 主日比 (補) 副脇屋 (補)	副川戸 (補)
	SI 理七 * 代理人 山内 吉 郎兵衛 当日代理人 山中 正雄	SI 敬八 * 代理人 山内 吉 郎兵衛 当日代理人 山中 正雄	SI 敬八 外一名 SSK 宗左衛門 * 代理人 山内 吉 郎兵衛 当日代理人 山中 正雄	TD 竹藏	名兼代人 KB 忠左衛門外二名
	IK 直太郎 外二名 代理人 KT 敬太郎 代理人 富田 治左 衛門	IK 直太郎 外一名 * MK 吾一 代理人 富田 治 左衛門	IK 直太郎 外一名 * 代理人 結城勝 * 全 富田 治左衛 門	YZ 清次	* 代理人 岩田 彌 太之輔
	十三年十二月二十四日付 原告代理人申口 十三年十二月二十四日付 被告代理人等申口	十三年十二月二十四日付 原告代理人申口 十三年十二月二十四日付 被告代理人申口	* 原告の氏名が、本文と『受 取録』とで異なっている 十三年十二月二十四日付 原告代理人申口 十三年十二月二十四日付 被告代理人申口	十三年十二月十四日付 原告人申口 十三年十二月十四日付 被告人申口	原告人申口 十三年十二月十日付 被告人申口

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(二・完)
至同 十三(一八八〇)年

一一四(一一四)

【注記】

- (1) 本簿冊中の「目次」欄を写したものである。前号で紹介を試みた二十三分分と本号の【二四】～【四五】件分とを併せて記載した。ただし、『訴状受取録』(以下、『受取録』と記す)の記録にもとづいて補充した。補充した部分には半角の(*) (アステリスク) を附した。なお、本号の注記と前号のそれと一部重複するところがあるが、閲読の便宜に役立つかと考えてのことである。ご諒解をいただきたい。
 - (2) 「目次」欄に記載されている事件は全部で四四件ある。本簿冊の「編綴番号」と目次の「番号」とが幾つかずれている。目次の「番号」および本文の番号は、編集の都合上、われわれが附けた。「本文番号」欄は、「目次の番号」と編綴されている事件の番号がずれているものが幾つか見られるので、それらを対照するとき、多少とも便宜かと考えたことによるものである。
 - (3) 四四件のうち、明治十一年に提起された事件は一件、明治十二年の事件は一件、明治十三年の事件は二七件に上る。四〇番目の事件を入れれば、明治十三年の事件は二八件になる。
 - (4) 「年度・番号」欄は、「目次」欄の記録による。
 - (5) 「訴状受取日」欄は、『受取録』の記録による。「訴」欄の日付は訴状の受理日と解すべきであろうが、不備があったときの補正の可能性を考慮して、「訴状受取(提出)日」として記した。
 - (6) 「結局年月日」欄は、簿冊原文の「目次」欄では「棄却月日」となっている。本文では、却下で終結している事件が多いので、その方が実際に合うと考えたことによる。もっとも、『受取録』では、「訴訟手続二違乙」として「却下」と「棄却」とを使い分けているようである。
 - (7) 「訴名」欄は、基本的に「目次」欄の記録に依ったが、「目次」欄ではスペースの関係で簡略に記載されている。表記に違いがあるとき、『受取録』の方が正しい訴名と考えられるので、(*) を附し併せて示した(例、【一】「預ヶ耕地取戻」→「預ヶ耕地地并地券証取戻」)。
 - (8) 「担当者」の氏は、本文の「掛、主、副」欄の記録によった。係(又は掛)は判事、肩書きは例えば、判事補は(補、第十六/十七等出仕は(十六/十七等)と附記した、なお、「水村遜」は「水村」と記されていることが多いが、各箇所表記に従った。
 - (9) 「原告」「被告」の氏名は、基本的に「目次」欄の記録に依ったが、本簿冊ではほとんどの事件で当事者本人の氏名が記されている。明治一〇年版では、代人または代言人が原告または被告本人であるかのように記されている例が多く、当事者本人と識別することに困難を覚えたことと異なっている。
- 「代人/代言人」の氏名は、本文および『受取録』の記録によつて補った。『受取録』による分には(*) を附けた。なお、「原告」または「被告」の氏名の表記が「目次」、「本文」、「受取録」で違う例が極く少数ながら見受けられる。誤記と思われる。それらは訴状に記載されている氏名によった(例、【一】事件の「瀬平」と「頼平」、【二】事件の「金造」と「金藏」。また、女性当事者の名前に平仮名と片仮名の表記が用いられている例が見受けられるが、同様に本文に依った(例、

七 (1) 廣島裁判所在勤者名簿

廣島裁判所在勤者(明治二一(一八七九)年分)

『明治初期官員錄・職員錄』(明治十一年・十二年)より

	出身	司法省官員 (判事)	氏名
①	ギフ オカヤマ	從六位判事	鳥居 断三
②	ギフ	從六位判事	津田 弘道
③	シズオカ	正七位判事	山本 昌行
④		正七位判事 (判事補)	横地 安信
⑤	ヤマグチ		三浦 芳介
⑥	カウチ		山崎 萬幹
⑦	ヤマグチ		佐藤 良輔
⑧	アキタ		松原 佐久
⑨	イシカワ		菊池 重威
⑩	アイチ		伏見 孝顕
⑪	シマネ		市口 吉享
⑫	ヤマグチ		細川 是非之助
⑬	カウチ		岡田 豊
⑭	ヤマグチ		高野 薫
⑮	ヤマグチ		早川 貞祐
⑯	トウケイ		矢田 饒

【二四】事件の「KMはま」と「KMハマ」。なお、KMは氏の略称。
 (10) 代人または代言人による事件は、本稿(一)では、二三件のうち一五件(代言人五件)(数え間違いがあり訂正する)、本稿(二)では、二二件のうち一七件(代言人二一件)に達する。

なお、氏名の表記について、「代言人」は公的な職業であるので、その氏名をそのまま記載した。「代人」については、当事者の親族である場合が多いと考えられるので、当事者本人と同様、アルファベットで略記し名前のみを記載することにした。

(11) 「当事者の氏名」の中に、「〇〇右(左)衛門」に、「〇〇右(左)エ(エ)門」の表記が見受けられるが、本文のそれに従った。

(12) 数字の表記法が一貫していないのは、できるだけ訴状に記載されている表記に倣おうとしたことによるものである。

(13) 「備考欄」に、原告(人)側および被告(人)側の「申口」が、裁判見受けられる。原被告(人)双方の「申口」が必ずしも全部の事件に揃っていないので断定は避けたが、代人および代言人が少くとも一方当事者に附いている事件の割合が高いので、当事者双方の言い分を聴いたうえで裁判をしたであろうことが推測される。

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年『却下文書』(民第二三五號ノ二止)について(二・完)

二二二(二二二)

七 (2)

【二四】～【四五】 事件を担当した裁判官は、以下の一二名を算えることができる。前号の【一】～【二三】 事件を担当した裁判官は、ほかに山本昌行、渡辺省吾、中原近夫の三名を算えられた。それらの若干名につき、その生年、没年、出身地、略歴等が判明したので、併せてこれを示した。

一 横地 安信(濱松県貫属士族) 敦賀県大属

天保九(一八三八)年七月生

明治八(一八七五)年一〇月一九日 補広島県七等出仕

同 八年二月三日 兼任広島県七等判事

同 一〇年 六月一九日 依願免出仕兼官

二 川戸 清輔(山口県士族・調査中)

明治二六(一八九三)年 退職

三 川瀬 専次郎(調査中)

大阪地方裁判所所属弁護士

明治三三年 五月二日 歿

四 日比 豪(広島県貫属士族) 広島県等外一等

嘉永五(一八五二)年 六月生

明治九(一八七六)年 七月 八日 補広島県一五等出仕

同 九年 九月 七日 兼補広島県裁判所一五等出仕

同 一〇年 一月二五日 任広島県一〇等属
同 年 六月二二日 司法省一七等(出仕)に遷る

五 菊池 重威(敦賀県貫属士族) 敦賀県権中属

弘化二(一八四五)年 六月 生

明治八年 六月二三日 任広島県権中属

同 年 同月 同日 聴訟課聴訟係専務申付(同日聴訟係専務差之)

同 一〇年 一月二五日 任広島県四等属

同 年 六月二二日 司法省十一等出仕へ遷る

六 水村(邨) 遜(山口県士族・調査中)

七 鳥居 断三(岐阜県士族) 元参河縣知事正四位勲三等

天保九(一八三八)年 生れる(姓は平、名は重雄)

明治元(一八六八)年 参河縣知事

同 二(一八六九)年 刑部少丞に任ず

同 五(一八七二)年 柏崎縣参事に遷る

同 七(一八七四)年頃 陸軍省六等出仕

同 九(一八七六)年 六等判事

同 一(一八七九)年 広島裁判所長

同 一四(一八八二)年 大審院判事に遷る

同 一七(一八八五)年 補東京控訴裁判所長

同 二一(一八八九)年頃 奏任一等中を以て東京控訴院評

定官

廣島裁判所 自明治十二(一八七九)年『却下文書』(民第二五號ノ二止)について(二・完)

一一〇(一一〇)

のち、官を辞し、郷里大垣に於て弁護士を開業

詰め

八 鈴木 円(平) (山口県土族)
明治四四年一月二七日 大垣にて病歿(享年七四)

天保一一(一八四〇)年六月 生れる

明治五(一八七二)年正月一九日 等外二等出仕 山口県

同 六(一八七三)年九月二三日 山口県補十五等出仕

同 九(一八七六)年三月二八日 司法省補十四等出仕で

山口県より転出

同 年一二月二六日 同 補十三等出仕

同 一〇(一八七七)年 一月二六日 同 補十六等出仕

同 年 七月 五日 同 任判事補(十五等相当)

同 一四(一八八二)年 一月二九日 山口始審裁判所詰

同 一五(一八八三)年 一〇月 六日 山口治安裁判所長

同 二〇(一八八七)年 六月二三日 この時、判事補中川

□外一二九名が治安・始審裁判所判事に昇任

一一 伊藤 辨(山口県土族・調査中)
嘉永三(一八五〇)年 一月 生れる

に昇任

九 大隅 復三(山口県土族)

嘉永四(一八五二)年 二月五日 生れる

明治一一(一八七九)年 九月四日 司法省補十七等出仕

同 年 一月一〇日 広島裁判所山口支庁

同 一三(一八八〇)年 六月二六日 司法省補十六等出仕

同 二〇(一八八七)年 六月二三日 任始審裁判所判事

同 三一(一八九八)年 一月 一日 退職

一〇 脇屋 雄六(勝山藩土族)
安政四(一八五七)年 六月三〇日 生れる

明治九(一八七六)年 三月 二日 広島県十五等出仕

明治一〇(一八七七)年 六月一二日 司法省補十七等出仕

同 年 六月一三日 広島裁判所詰め

同 一二(一八七九)年 二月一〇日 任判事補

同 一三(一八八〇)年 一〇月二四日 補尾道区裁判所判事

同 二〇(一八九七)年 二月 五日 判事登用試験に及第

同 年 二月二四日 山口始審裁判所詰め

嘉永三(一八五〇)年 一月 生れる

明治一七(一八八四)年 一〇月一七日 歿

一二 山崎 萬幹(高知県土族・調査中)

【追記】

本稿は、科学研究費（基盤研究（C）「日本近代法のゆらぎ——土地・家族・村の実証的研究——」（平成二五年度―二七年度））による研究成果の一部である。広島地方裁判所をはじめお世話になった方々に対し深甚の謝意を表する。

〈執筆者紹介〉

- 矢野 達雄（広島修道大学法学部 教授）
加藤 高（広島修道大学 名誉教授）
紺谷 浩司（広島大学 名誉教授）

広島裁判所 自明治十二（一八七九）年『却下文書』（民第二五號ノ二止）について（二・完）
至同 十三（一八八〇）年

二〇八（二〇八）